

5 日目 (12月21日)

第4回福生市議会定例会会議録（第21号）

平成19年12月21日福生市議会議場に第4回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子 ど も 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務 局 次 長	藤田 充君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	杉田 愛子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第4回福生市議会定例会議事日程（5日目）

開議日時 12月21日（金）午前10時

- | | | | |
|-------|----------|--|--------|
| 日程第1 | 議案第76号 | 福生市手数料条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第2 | 議案第77号 | 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第3 | 議案第78号 | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第4 | 議案第79号 | 福生市役所庁舎駐車場条例 | （審査報告） |
| 日程第5 | 議案第80号 | 東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道使用料徴収事務の委託について | （審査報告） |
| 日程第6 | 議案第81号 | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号） | （審査報告） |
| 日程第7 | 議案第82号 | 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | （審査報告） |
| 日程第8 | 議案第83号 | 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号） | （審査報告） |
| 日程第9 | 議案第84号 | 防災行政無線施設改良工事請負契約について | （審査報告） |
| 日程第10 | 陳情第19－5号 | 「（仮称）東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める陳情書 | （審査報告） |
| 日程第11 | 陳情第19－6号 | 公団住宅居住者の居住の安定に関する陳情書 | （審査報告） |
| 日程第12 | 議案第88号 | 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 日程第13 | 議案第86号 | 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 日程第14 | 議案第87号 | 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 日程第15 | 議案第85号 | 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 日程第16 | 議案第89号 | 後期高齢者医療制度に関する意見書 | |
| 日程第17 | 議案第90号 | 「（仮称）東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催に関する意見書 | |

日程第18 議案第91号 独立行政法人都市再生機構住宅（旧公団住宅）居住者の居住
の安定に関する意見書

日程第19 議員派遣について

日程第20 閉会中の継続審査申し出について

日程第21 特定事件の継続調査について

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成19年第4回福生市議会定例会5日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（古野議会事務局長報告）

- 1 追加議案の送付について（議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号）（別添参照）
- 2 意見書の受理について（議案第89号、議案第90号、議案第91号）（別添参照）
- 3 平成19年10月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 4 本会議資料の提出について（議案第88号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いします。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る12月19日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告させていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得まして議案の審査報告を日程第1から日程第11までとして組まさせていただきました。

それから、新たに市長から議案4件と、議員提出議案として議案3件が提出されましたので、日程第12から日程第18までとして組まさせていただきました。

また、日程第19の議員派遣につきましては、閉会中における議員派遣についてお諮りしようとするもので、本日の日程に組まさせていただきます。

また、日程第20及び日程第21につきましては、閉会中の継続審査申し出と特定事件の継続調査として組まさせていただきました。

次に、日程の順序でございますが、お手元に御配付の日程表のとおりと決定しております。

また、新たに提出されました案件の取り扱いでございますが、日程第12から日程第18までにつきましては、それぞれ慎重審議の上即決することと議会運営委員会としては決定しております。

次に、全員協議会でございますが、理事者からの申し出がございますので、本会議終了後に開催願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会の最終日でございますので、議員各位の御協力をお願いしまして御報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めます

ので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり、各委員会からの審査報告書が提出されております。各委員会の審査報告書の朗読については省略いたします。（別添参照）

日程第1、議案第76号、福生市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第76号、福生市手数料条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

委員より、道路台帳図等々のコピーに対する200円、これは現行はサービスで全然取っていなかったものですかととの質問があり、理事者より、今まで一切サービス料という形で取っておりませんとの答弁があり、別の委員より、提案理由に何項目か見直しをされているのですが、基本的部分は2条4号ついて、今まで5棟以上のコピーの場合は1棟40円ということで1枚で5棟まで書けたのか、郵送の関係を具体的にどのようにやっていくのか、年間どのくらいあるのかとの質問があり、理事者より、手数料の改正ですが、今回は特にコストがかかっているものについての改正であり、事務経費、人件費、物件費等などの経費を踏まえ受益者負担の観点から改正を行う。2点目の用紙については、1枚の中に5棟5件書けるようになっていて、2枚目の証明ということで現行は240円もらっておりますが、1枚以降でも1件は同じということで今回改正しました。郵送については、中身を確認し、内容が第三者請求ということがありまして、チェックして対応している。お金については、現行手数料については小為替を使用してやっている。件数は大体1万3000件くらいありますとの答弁があり、さらに別の委員より、平面図の無料を有料にし、年間20万円くらい収入があるが、入札のときの添付図面も有料にしたらどうか、印鑑証明の関係の再交付の費用について、どのくらい交付の件数、手数料の300円の根拠についての質問があり、理事者より、入札時の図面等については、図書配付のときに貸し出しをして、入札の時に返却をしていただいているので無料で行っている。印鑑証明については、紛失等を含め年間大体平均800件出てきていて、半分为再交付という状況です。手数料、根拠についての郵送については、人件費、プログラムの使用料と機器の借上料を含め約500円に近い数字になります。羽村市は400円だが、ほとんどの市が300円ということのを考慮し、300円に対応させていただきたいとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告どおり決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君登壇）

○11番（奥富喜一君） 議案第76号、福生市手数料条例の一部を改正する条例について、日本共産党として反対討論を行います。

この改正条例には、4号、土地または建物に関する証明1件につき200円、ただし土地は5筆、建物は5棟までを1件とし、1筆または1棟増すごとに40円を加算するという従来からの制度からただし書き部分を削除し、土地5筆または建物5筆までを1件とみなして、1件につき200円とする改正が含まれています。

この改正部分は、事務処理の側から見るとコスト的に大差はないことから、こうした設定を考えたものかと思います。しかし、利用者から見れば6筆または6棟目からいきなり400円の負担となり、10筆または10棟目まで同額、11筆または11棟目からはまたいきなり600円の負担になるといった形で、従来より価格設定の公平性が後退するものであります。

この改正により見込まれる増収は年額20万円とのことでありますが、公平性を従来より後退させての増収策には賛成することができません。よって、反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、2番末次和夫君。

（2番 末次和夫君登壇）

○2番（末次和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第76号、福生市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、正和会を代表して賛成の立場から討論をさせていただきます。

市の財政状況につきましては、さきの一般質問の中でも市長からの答弁がありましたように、今後の見通しは非常に厳しいということでございます。また今回の手数料条例については、事務にかかわる経費等を踏まえ、受益者負担の観点からの改正という説明でございました。

今回提案されております土地または建物に関する証明手数料の改定や、印鑑登録証の再交付にかかわる手数料の有料化、また郵便等による住民票等の証明についての新たな手数料の設定、道路台帳平面図等写しの交付についての有料化などにつきましては、システム経費、用紙代等の経費、そしてこれらにかかわる人件費を含めた事務経費がかかり、市税等を含む貴重な財源が当てられております。

現下の我が市の厳しい財政状況、また周辺市町村との均衡、そして何よりも受益者負担の観点から手数料条例の一部改正は必要であり、適正なものと考えられます。

一方、市におかれましてもより一層の事務の効率化を図り、市民の理解が得られる行財政の健全運営をさらに進めていただきますことをお願いしまして、私の賛成討論



といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第76号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原島貞夫君) 起立多数と認めます。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第2、議案第77号、福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第77号、福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、PTA会長をPTAの代表者に変えるということは明文ではPTAの代表になるが、PTAの会長が運営審議会に出て差し支えないのかとの質問があり、理事者より、支障ないとの答弁があった。

別の委員より、会長以外で出す場合はどのようにして決めるのかという質問があり、理事者より、PTAの会長と教育委員が同一人物になることになった場合、教育委員会で諮問しながら一方でPTAの会長として答申をするという矛盾が生じるということで、選任権は教育委員会の方にあるので、PTAの代表というようにさせていただくと、当て職であるPTA会長以外の方を選任させることが可能となるとの答弁がありました。

以上のように質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告どおり決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第77号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なし認めます。よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第3、議案第78号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名をいただきましたので、議案第78号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について審査報告をさせていただきます。

理事者の説明後、質疑に入りました。

委員より、第2号被保険者に関して上げるということだが、なぜ今まで改訂してこなかったのか、据え置いてきた理由は何か。値上げをしてもなお3900万円から4000万円の不足ということだが、20年度に引き続き21年度も上げるということはないのかとの質疑があり、理事者より、医療分の改定をずっとしてきていたことと、介護保険が3年に一度の制度改正で進んできているので、第2号被保険者の介護保険料については様子を見てきてしまったが、やはり3年ごとに見直すべきだったと感じている。今後は第1号被保険者の動向も見ながら必要に応じて税の引き上げ、引き下げを考えていく必要があると認識している。またこの改訂により不足分は解消されると試算しているとの答弁がありました。

また他の委員より、運営協議会での意見はどのようなものがあつたかとの質疑があり、理事者より、介護納付金の不足分を国保税、あるいは繰入金等で充当しなくてはならない状況にあること。また、平成19年度の改正まで介護保険制度にかかわる介護分についてはほとんど改定等なく、据え置き状況であつたこと等の説明を行い、平成20年度においても本来負担すべき介護分の保険料確保の必要性から介護分の改定が必要であることの説明をしたところ、平成20年度においても介護納付分の税率等の改定はやむを得ないであろうとの全員一致の答申をいただいたとの答弁がありました。

また別の委員より、資産割額、世帯別平均割額をなくすことによる市民のメリットは何かと、この条例改正で平均して1件当たり負担はどのくらいふえるのかとの質疑があり、理事者より、資産割、平均割がなくなることがメリットではある。国や都の方向性では、所得に応じて保険料を負担することにあり、今後国保が統合されていくときにも、他市も進めている2方式に変えていく必要がある。理解してほしい。1件当たりは平均して6686円の増額であるとの答弁がありました。

委員より、1件当たり6686円というかなりの高額負担になること、特に生活の楽でない世帯にも重い負担がかかる市民負担増ということなので、当然に反対

という意思を表明させていただくとの意見がありました。

以上のような質疑答弁の後、反対意見がありましたので、起立による採決をいたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君登壇）

○11番（奥富喜一君） 議案第78号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党として反対討論を行います。

担税能力主義から受益者負担主義を国が強調し、指導する中で、多くの自治体が受益者負担を強化してきました。当市も同じです。その結果、所得が低い方に負担がより多くのしかかる国民健康保険税制度となっていました。このことにより当然のことながら多くの自治体で徴収率が下降線をたどり、当市もその例にもれない現状があります。

今回、40歳から64歳までの方の介護納付金課税の増税ということです。確かに大企業や財界はバブル期よりもうかって笑いが止まらない現状にはあるようです。しかし、福生市民の多くの方の生活はとても大変で、こういった事情であれ増税に賛同できる状況ではありません。

あわせて、介護納付金課税を4方式から2方式に改める自治体が多いことから、当市も2方式に改めていきたいということです。2方式に改めた場合、資産がある方にはことし10月末時点でみれば約4172円の減額となり、喜ばれる制度といえます。しかし、そのために所得がある方々と、逆に所得が少ない方々に4.9%を占めていた資産割の負担分をさらに余計に負担していただくことになり、不公平を拡大するものです。

そして、1200円の世帯別平等割額もなくなるわけですが、被保険者均等割額が介護納付金課税被保険者1人について9200円から1万1000円となるということは、所得割を除いて考えれば9200円プラス1200円イコール1万400円から1万1000円で、単身者は600円の負担増。2人だと9200円掛ける2人プラス1200円で1万9600円から1万1000円掛ける2人プラス0円イコール2万2000円で、2400円の負担増となり、家族の多い家庭ほど負担がかさむこととなります。

40歳代の御夫婦と65歳未満の両親というケースは少ないとは思いますが、この場合はこれだけで4800円の負担増となります。所得割では総所得金額に乗ずる係数を100分の1から1.30に引き上げ、1軒平均の負担増額は約6299円との

ことです。

結局のところ、今回のこの条例の改正による1軒平均の負担増は6686円にもなるそうで、さまざまな物価上昇の総攻撃の中での値上げは市民の生活を大きく圧迫するものであること、特に生活の楽でない世帯に一層の重い負担がのしかかる市民負担増で、徴収率がさらに低下することも予想されるものであり、当然に反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、3番杉山行男君。

（3番 杉山行男君登壇）

○3番（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、議案第78号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、正和会を代表して賛成の立場から討論をさせていただきます。

新聞、テレビ等の報道によりますと、構造改革の進展、企業収益の改善等民間経済の体質が強化されつつあり、景気は緩やかな回復を続けており、明るい兆しが見えてきたとのことでございます。

12月18日、政府が発表した12月の月例経済報告で、基調判断は11月の「景気はこのところ一部に弱さが見られるものの回復している」から「景気は一部に弱さが見られるものの回復している」と「このところ」の言葉を省いて判断を据え置きました。今後の見通しにつきましては、前回11月の「回復が続くと見込まれる」から「回復が続くと期待される」このように表現を変えるなど先行きに警戒感をあらわしました。

2002年に始まった景気回復基調判断は5年11カ月続いていることになり、これは戦後最長であります。しかしながら、雇用情勢は10月の「厳しさが残るものの着実に改善している」から「厳しさが残る中でこのところ改善に足踏みが見られる」とした11月の下方修正を据え置きました。

経済産業省が10月13日に発表した10、12月期の中小企業景況調査では、業況判断指数は前期より2.3ポイント低下してマイナス25.9でありました。12月14日発表の日銀短観でも景況判断指数DIは、大企業、製造業は9月調査より14ポイント下落、非製造業は16ポイント、しかし中小企業の非製造業はマイナス12ポイントと下落をし、景況感は悪化をしております。12月17日の内閣府発表の景気動向指数速報からの改訂版先の先行指数は、3カ月連続で50%を割り込みました。

このように景気の回復は一部大企業においての上昇、景気上向きであり、私たち市民にとってはまだまだ実感のない回復であると考えております。しかも地方自治体にはまだまだ景気低迷の影響が続いており、雇用形態の変化等によるいわゆるパートタイマーなどの非正規社員や、季節労働者の増加などが見られ、市民の所得は伸びていないのが現状であります。また急速な少子高齢化が進行中です。

このような折り、当福生市も例外でなく、医療保険財政は厳しさを増しております。高齢化に伴う医療費が増大し、福生市国民健康保険の事業運営は低所得者や無職者層を多く抱える構造的な要因によって大変厳しい財政状況が続いておるのが現状であり

ます。

このような状況の中で、当市の国民健康保険事業は医療分と合わせて徴収している介護保険料に不足が生じております。そのような中、いろいろと検討された結果、平成19年度より40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の保険料の改定を行い、第1号被保険者と第2号被保険者の格差解消、さらにまた介護保険制度への納入金の不足分につきましては、基本ルールに基づいて介護保険第2号被保険者から徴収を行っております。

本来であれば、第1号被保険者の3回の見直し改定に合わせて第2号被保険者の改定も進めてこなければならぬところでありました。平成19年度からはこれらの解消に努めていると伺っており、このたび平成20年度に向けて介護保険納付金課税分の改定を行うことは妥当であると考えております。また、国民健康保険運営審議会の答申におきましても、早急にこれらの改善を行っていくべきであるとのことでございます。

以上のようなことから賛成討論とさせていただきますが、国民健康保険税は医療分と介護分を合わせて徴収をしております。これらは貴重な財源でありますので、今後とも収納率向上対策本部を中心としたさらなる収納努力をお願い申し上げます。

また、国民健康保険事業の健全な発展を支えるため、国、東京都などには財政支援と、この制度を揺るぎないものとしていく施策を講じるよう要望していただきますようお願いしたいと思います。

さらに加えさせていただきますと、医療保険制度改革による健康増進、医療費の抑制、これらに努めていただきますとともに、国民健康保険、介護保険制度につきましても市民に十分なPRと理解を得ることが必要であると考えます。

以上、賛成の立場から討論とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第78号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数と認めます。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第4、議案第79号、福生市役所庁舎駐車場条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第79号、福生市役所駐車場条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、新庁舎の駐車場について、一般の方の利用の有料化について、市の駐車場の考え方とどのように検討されたかと、2点目は駐車場の出入り口スロープとゲートでの入庫、出庫の安全問題と、西側を一方通行にするのか、また当面、車案内としてシルバー人材センターにお願いするののかとの質問があり、理事者より、庁舎西側の一方通行化は福生警察署に相談したところ、多摩橋通りまでいってしまうので長過ぎるので見合わせる。左折入庫、左折出庫を考えて安全を図っている。入口等の問題は、スロープは6メートルで広い道路と考えて十分であり、ゲート付近は通りやすく精算も安全にでき、設置についても安全を確実に十分検討しながらゲート等の設置を考えている。警備員についても初めての設置なので、しばらくつけていくとの答弁があり、別の委員より、新条例で開場時間は市規則で定めるとあり、午前8時から午後10時までで、午後10時を過ぎたらどうなるのか。また、業務運営に支障を生じないと認めたときは来庁者以外の者に駐車させることができるかとあるが、具体的にどうということなのか。特別な理由があると認めたときとは具体的に想定されることは何か。駐車場に自動車を長期間放置することの長期間放置の対応はとの質問があり、理事者より、午後10時までについては入口の少し傾斜にかかったところにシャッターを設け、午後10時以降閉められて出られなくなりますが、翌朝追加料金をいただくと考えている。来庁者以外の駐車場の使用は有料でもあり、また少しでも道路状況緩和につながればと思っている。使用料の免除は障害者手帳、愛の手帳を持っている方が対象で、長期間放置の対応は非常に難しいが、チェックしながら考えていく。また制限時間、料金などトラブルがないように表示をはっきりするとの答弁もあり、さらに別の委員より、駐車台数が76台ということですが、来庁者に十分に足りると想定しているのか。来庁者以外の人の割合はどのぐらい想定しているのか。また、必要な事項は市規則で定める内容を教えてほしいとの質問があり、理事者より、駐車場76台で大丈夫かということですが、従来が54台で1日延べで百五、六十台であるので十分やっつけける。市の希望観測として、有料の方が1日10台くらい御利用いただければ予算的にはよいと思っている。会合などの後の打刻であります、職員サイドで指導し、それでも後を絶たないようにしたら何らかの方法で料金をいただくような方策をとっていく。市規則ですが、開場時間、領収書の交付、駐車券の紛失、使用料の免除などを考えているとの答弁があり、以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第79号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第5、議案第80号、東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道使用料徴収事務の委託についてを議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設環境委員長 加藤育男君登壇)

○建設環境委員長(加藤育男君) 御指名をいただきましたので、議案第80号、東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道使用料徴収事務の委託につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、今回のこの事務委託の廃止によって市民への影響、メリット、デメリットはどのようになるのかとの質問がありました。理事者より、メリットは東京都が直接事務を行うことにより窓口が一本化され、意思決定の迅速化や簡素化が図られる。また、デメリットとしてはそれほどはないと思うが、地域特性を考慮した対応ができなくなるおそれがあるとの答弁がありました。

他の委員より、今回のこの事務事業の受託の廃止によって徴収率への影響はどのようになるか、また現在料金の振り込みをしている家庭は市内でどのくらいあるのか、またそれと夏以来、多摩川の水がずっと濁っているが、これは水道に影響はないのかとの質疑がありました。

理事者より、水道料金の振込化を実施されていない世帯は、11月現在で8872世帯で全体の29.62%であり、徴収率への影響としては、既に実施している市を見ると極端に影響は出ていないが、今後都が民間業者に委託することにより、今までの柔軟な対応と違い収納業務は多少利用者にとって厳しくなるかも知れないとの答弁がありました。

また、多摩川の水の濁りは、9月の台風によって水源である小河内ダムの護岸が土砂崩れを起こし、現在も4カ所にわたって復旧工事を行っており、その工事の完了を待たなければ水は澄んでこないと思われる。そして河川の濁りの水道への関連は、東京都が大変厳しい基準の中で浄化作業を行っているので、飲み水としての影響はないとの答弁がありました。

別の委員から、この事業移行により市内外国人登録している方たちへの対応はどのようになるか、また現在、水道事業は災害時においても水の確保の拠点となっていると思われるが、都への移管によって防災への影響がないかとの質疑がありました。

理事者より、福生市の特性である外国人が多く居住している等の対応は、事務の切り替え時に支障なく内容に万全を期すべく現在、都と市の職員とで調整しているとの

こと、また防災時の給水場として明神下公園に１５００トン、武蔵野台浄水場に２０００トンの配水池と５６２０トンの配水池があるが、対応としては従前と変わりなく対応していくとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、１１番奥富喜一君。

（１１番 奥富喜一君登壇）

○１１番（奥富喜一君） 議案第８０号、東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道使用料徴収事務の委託について、日本共産党として反対討論を行います。

水道施設は現代の生活にとって空気のような存在で、なくてはならないものです。家族の構成の変化や耐用年数の経過などによる改修、改築、転居、さまざまな状況の変化ごとに水道の工事はついてまわります。

N T Tの営業所が福生市内からなくなってから、配線の相談など大変しづらくなり、私の家では結局不便のまま放置した状態です。そのときの説明では基本的に迷惑がかからないようにサービス体制を維持するとのことでしたが、現実には立川市まで相談に行く必要があり、私の家ではその暇がつかれない、福生市にあればすぐできるのにというのが私の思いです。

私事ですが、最近流しを増設する必要を感じて、水道管の配管図面を市内の武蔵野台にある水道事務所に取りにいきました。今回の手数料条例改正前ですから無料ですが、さらに平成２２年４月以降は、説明ではあきる野市か福生市にサービスセンターができる予定となっておりますが、今より多分遠くに行かなければ図面を手に入れないことになるでしょう。また何らかの事情で滞納してしまった際も手続きのためにどこか遠くに行かなくてはなくなることが予想されます。また徴収事務の委託化により滞納者の状況に対するきめ細やかな対応が難しくなることが予想されます。

このように市民サービスの低下が間違いなく予想されること、電話よりはるかに利用、お付き合いの多い水道事務の受託の廃止及び福生市公共下水道使用料徴収事務の委託化に反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第８０号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原島貞夫君) 起立多数と認めます。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第6、議案第81号、平成19年度福生市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案については、総務文教、建設環境、市民厚生 of 3 常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず、総務文教委員長、田村昌巳君。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、議案第81号、平成19年度福生市一般会計補正予算(第3号)(歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分)につきまして、まず歳入全般、債務負担行為の補正及び地方債の補正につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、今回の補正予算の歳入の国有提供施設等所在市町村助成交付金が増額となったのは国の予算がふえたからか。また、ふえた分のパーセントは市町村の割合では大体同じ率なのか伺いたいとの質問があり、理事者より、国有提供施設等所在市町村助成交付金の3115万9000円の増についてですが、18年度と比較すると5452万円の増となっている。その主な原因は、国の予算が10億円増加して、率では3.2%ほど増加したことによるものである。また市町村割合については近隣ではらつきはあるが、平均して4%であるとの答弁があり、別の委員より、国庫支出金、特定防衛施設周辺整備調整交付金の9450万円の内訳について質問があり、理事者より、これは福生保育園の土地、それから空調設備、病後児保育であります。土地の部分は9000万円、空調施設改良が372万円、病後児保育の新設につきましては78万円、合計しまして9450万円という答弁があり、別の委員より、国有提供施設等所在市町村助成交付金は自衛隊が移駐され新たな施設ができる場合、ふえる可能性はどうか。二つ目、目の災害復旧事業補助金は事業費として3500万円の具体的な補助額を教えてくださいとの質問があり、理事者より、交付金に関して、自衛隊が参入することで従来まで自衛隊の資産は軍事の用に供する資産が交付金の対象となっていて、軍事に用いられない施設は対象にならないと見られていたが、国が決定することになっているので現在はまだわかっていない。また、都市災害復旧事業補助金ということで当初3500万円の事業費を計上しているが、正確な金額がまだつかめていないが、概算計上している。その後の査定で3370万円の申請額を決定額としているとの答弁があり、続いて歳出の審査をいたしました。

理事者の説明の後、委員より、一般管理費の335万5000円について、世界連邦運動の寄附金であると思うが、寄附者の趣旨と積み立てる形の処理について質問が

あり、理事者より、庁舎建設基金の積立金が335万5000円で、平和関連の環境整備ということで本年度は庁舎建設中のためまだ対応できていない。新年度には取り崩して執行していきたいとの答弁があり、また別の委員より、この庁舎建設基金はいつまで置くのかとの質問があり、理事者より、庁舎建設基金については20年度の工事の関係から備品類を少し繰り越していかなければならないこと、また情報コーナーが3月中には手をつけられないことや、寄附をいただいた部分もあり、20年度中で清算していきたいと考えているとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 次に、建設環境委員長、加藤育男君。

（建設環境委員長 加藤育男君登壇）

○建設環境委員長（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、議案第81号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）につきまして審査報告をさせていただきます。

今回のこの補正予算の建設環境委員会所管分につきましては、特に三つの項目に質問が集中いたしましたので、質問の内容を集約して御報告させていただきます。

まず初めに、南公園関連の質疑です。これはほぼ全員の委員より質問がありました。初めに、現在入場禁止の措置がされているにもかかわらず侵入している市民がいると思われるが、安全対策や市民への啓発活動はどのようなになっているか。また現状復旧、これは災害時以前の状態への復旧ということですが、この考え方を含め南公園を今後どうするか、新たな構想はあるのか。あるいは庁内プロジェクト等で今後の構想を作成していくとなっているが、議会への情報開示はどのような予定で考えているか。また、市民や各種団体等への説明会や要望等の意見聴取の予定はあるのか。そして、平成20年4月に公園の一部再解放を予定しているとのことだが、その際、遊具等も含めて野球場、テニスコート、ゲートボール場等全部の施設が使用可能になるのか。また、南公園付近を流れる多摩川の河床が大分上がっており、今回の水害の一つの要因となっていると思われるが、改善策はどのようなになっているか。最後に7番目といたしまして、またその河床上昇の原因として毎年羽村大橋の下に砂利を入れる工事をしている、その砂利が流れてきて河床を上げているように思われるが、今後どのように対処していくのか。

以上、各委員からの質疑があり、理事者より、まず南公園の復旧対策に時間がかかっていて申しわけない旨の答弁があり、安全対策としては、当初4カ所の出入り口を封鎖し、10月下旬に下の川のフェンスについて木の柵と番線で囲む処置は完了している。市民への啓発活動としては、現在出入り口部分にそれぞれはっきりと表示をしており、またホームページ等で周知徹底を図っているが、これからの年末年始にかけてと再解放までの期間、現場の安全対策と管理を十分に確認し、徹底していくとの答弁がありました。また現状復旧の関係は、まず土砂の撤去から始めて、4月には野球

場とテニスコート場の復旧をしようと考えており、ゲートボール場はその時点ではまだ予定していない。遊具等はごみを取り除けば使用可能と考えているが、また取り除いた時点でも再度考察したいとの答弁がありました。また、各施設のネット等はあまり強固なものではなく、簡単に取り外しができるようにしたいとの説明がありました。それと全体的な公園の整備については、都市建設部だけでなく社会教育も関連してくるので、庁内でプロジェクトをつくり、市民からの要望や意見を聞きながら来年、20年度には方向性を出したい。また、議会には平成20年度中の12月か3月議会に方向性の報告ができると考えているとの説明がありました。最後に南公園付近、多摩川の河床が上がっているのは十分認識していて、来年1月中にも文書で国土交通省京浜河川事務所に要望していくとの考えであるとの答弁がありました。

次に2点目、PCB処理委託の関連の質疑ですが、この件も各委員より質問が集中し、重複箇所もありますので、内容をまとめさせていただきまして報告いたします。まず最初に、PCBの処理方法の内容と、分解後の再利用の仕方はどのようになっているか。あるいはPCB処理の対象であるコンデンサーや安定器の数や総量は市内にどのくらいあり、どこに保管してあるのか。また、説明の中でPCB処理を扱う業者が遺漏事故を起こしたことにより処理作業が遅れているとのことだが、市内での保管に関して安全性は保たれているのか、また今後の処理される予定時期はいつごろか。最後に、このコンデンサーや安定期が処理される際、搬出時の安全対策はどのように考えているか。また、委託業者に対して安全確認の追跡調査をするのかとの質疑があり、理事者より、PCBの処理方法の内容は、対象物であるコンデンサーや安定器をまず粗解体し、さらに液中で切断、解体後、分別、洗浄を施す。その後加熱をし、処理が行われている。この時点でPCBは焼却される。また、洗浄は第一次から第三次まであり、分別された各部材に石油系溶剤で一次洗浄、さびや塗装に対処する苛性ソーダでアルカリ洗浄をし、イソプロピルアルコールによる二次洗浄及び仕上げの三次洗浄でPCBの除去を行い、残った素材に関しては再利用に回しているとの説明がありました。処理対象であるコンデンサーと安定器の数と保管場所は、市内にコンデンサーが10台、安定器が79台で、市役所本庁舎地下、さくら会館、第一小学校等10カ所で分散保管をしているとの答弁がありました。また、日本で2番目の処理工場である日本環境安全事業株式会社が事故を起こし、停止後再稼働しているが、大変作業が遅れており、処理の順番に関しては、都の仲介により福生市は平成21年度からになる予定。また、市内各所での保管は安全性に十分配慮しているとの説明がありました。最後にコンデンサーや安定器搬出時の安全対策と委託業者に対しての確認調査に関しては、PCBを処理可能な許可を受けている業者に委託するので、安全性は十分確保できていると確信している。また、その際は市の職員も立ち会う予定であるとの答弁がありました。

この項目の最後に、3点目ですが、委員より、西多摩衛生組合負担金が減額構成になった原因と、他市町とのごみの構成比の変化を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、ごみの減量は容器包装プラスチックの資源化が主な原因で、構成比の変化としては、青梅市が19年度当初47%が今回48.5%に増加、福生市21%が20%、

羽村市19%が18.5%、瑞穂町13%が13%弱に減少し、変化しているとの答弁がありました。

以上の質疑があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 次に、市民厚生委員長、阿南育子君。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名でございますので、議案第81号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）につきまして御報告申し上げます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、都や国への返還金が発生しているが、だまって返してしまうのかとの質問があり、理事者より、事業費の負担割合は国の2分の1、都が4分の1ということである。新しい事業、新サービス、福祉サービスの体系によるため非常に需用費の清算等についても苦慮したが、結果的にはそれぞれ障害をお持ちの方々の不利益には特段変化はないものの、返還金が生じたということであるとの答弁がありました。

委員より、全体の問題として、介護の現場とか機能訓練の現場では利用者負担が非常に大変で利用ができない。その一方で事業者側ではヘルパーさんなど現場の労働者に対する待遇が年々悪化をせざるを得ない低単価の押しつけで人手を確保できずに、廃業に追い込まれる業者が続出している現状があるのに、890万円ものお金を国や都に対して返還金が発生するという事業運営そのものには大変疑問を持つので反対するとの意見がありました。

別の委員より、子ども家庭支援センター事業費で育児支援家庭訪問事業委託料について、どこか事業者に委託するのかとの質疑があり、理事者より、育児支援と家事支援に関して業者の方に委託するものであり、市内11社くらいある事業者の中からお願いする予定であるとの答弁がありました。

別の委員より、福生保育園の用地買収でたしか国庫補助があるとのことだったが、説明してほしい。それから空調設備とか病後児保育室新事業と民営化に向けて着々と準備が進んできていると思うが、民営化の大体のスケジュールはどうかとの質問があり、理事者より、今回の補正予算の歳入で調整交付金を充当する。内訳については、土地が用地買収費1億15万3000円に対し9000万円、それから空調及び病後児保育室の設計については450万円を見込んでいる。スケジュールについては平成20年度に工事をし、11月をめどに病後児保育を開設していきたいと考えている。民営化については平成21年度には……と計画をしているとの答弁がありました。

また別の委員より、病後児保育の関係で、市内全域から利用者がくることや、病気がなおりたての子どもであることから、駐車場が必要と思うが、第一小学校と調整などはやっていないかとの質疑があり、理事者より、病後児保育は4名まで受け入れていくが、毎日必ずくるということではないので、今のところ駐車場のことは考えてい

ない。学校の状況もあると思うが、教育委員会とも今後調整するとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、反対意見がありましたので、起立による採決をいたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時9分 休憩

~~~~~

午前11時20分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君登壇）

○11番（奥富喜一君） 議案第81号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号）について、日本共産党として反対討論を行います。

介護の現場、機能訓練の現場では利用者は負担が大変で利用ができない。事業者側ではヘルパーさんなど現場労働者に対する待遇が年々悪化せざるを得ない低単価の押しつけで、人手を確保できずに廃業に追い込まれる業者が続出している現状があります。

私は9月の一般質問の際、こうした現実の例として福生市内でも二つの事業所が真剣に廃業を検討している現実等を指摘いたしました。これに対し市長は「市内介護保険事業者の中には制度改革に伴う介護報酬の見直しの影響や、ヘルパーの十分な確保ができずに事業運営が難しいなどの状況があるとのお話でございましたが、もしもそのようなことが多くあれば、利用者への影響もあるわけですので、事業者連絡会等を通じまして現状の把握を行い、状況により保険者として何らかの対応を検討してまいりたいと思います」と御答弁をされています。しかし、少なくとも今回の補正予算には全く盛り込まれておりませんでした。

目黒区などでは、介護利用料の低所得者対策として全サービスについて実施している3%助成を5%に引き上げ、対象も要支援にまで拡大をしています。足立区では区独自でことし10月より介護報酬単価が設定できるようになったことを活用し、報酬単価を引き上げ、事業者を支援し、職員給与を上げて職員確保を図れるよう検討していると聞いています。

この自治体独自の報酬設定とは、ことし6月11日厚生労働省が告示した厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護にかかわ



る指定地域密着型サービスに要する費用の額のことで、これに伴い厚生労働省は6月28日「地域密着型サービスにかかわる市町村独自の高い報酬の算定について」と題する通知を発しております。

そうした措置等を早くから活用するなら、介護給付及び特別介護給付事業費、訓練等給付及び特別訓練等給付事業費で890万円もの国、都に対し返還金が発生するような事業運営にならずに済んだのではないかと考えられることです。返還金の算定には間に合わなかったとしても、今回の補正でそうした対策を盛り込むことはできたはずであります。このような不作為は今補正予算の重大な欠陥であります。

福生保育園での病後児保育室新設事業や、福生南公園、多摩川中央公園災害復旧事業など、当然に賛成できるものも含まれているわけですが、上記のような不作為があるがゆえにこの補正予算に反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、20番小野沢久君。

（20番 小野沢久君登壇）

○20番（小野沢久君） 御指名をいただきましたので、議案第81号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、今回のこの補正予算は、歳入歳出とも373万3000円と総額では小さい額ですが、中身としては大変濃い、貴重な意味のある補正だと思っております。一番大きなことは、新庁舎建設にかかわる事業債の繰り戻しでございます。1億6220万円の基金への繰り戻しがあるわけでございますが、これは我々議員が要望した豪華なものより使い勝手のいい丈夫なものをとということが御理解をいただいて、備品購入でこれだけの差が出てきたのではないかなと思っております。

それから、かねてから何度も要望し、一般質問でも取り上げてまいりました子育て支援策として病後児保育室事業が予算計上されました。当初市長さんは22年と、おかげさまで病後児保育室事業費の設計委託料が計上されたことにより、来年の11月にはオープンできるのではないかという見通しもついてまいりました。そのほかにも子ども家庭支援センター事業、あるいは無認可の認証化、認証外保育の認証への関係の補助金もついております。

福生保育園の民営化に向けまして、現在は公設民営になっておりますけれども、その土地が鑑定価格約2億円、うち東京都が半分ということで1億円で買い取るわけでございますけれども、特定防衛施設調整整備基金9000万円、それに、ですから2億円の土地が市の独自財源では約1000万円で買えるという大変ありがたい予算になっているのではないかなと思っております。このことによって民営化もきちんと先が見えてきたのではないかなと思っております。

それから、何といたっても南公園、多摩川中央公園の災害復旧費でございます。大変市民の多くの皆さんが願っている事業でございますが、国庫支出金で2333万円、総事業費は3500万円となっておりますけれども、7割の補助がついております。そういう面では、この今の南公園、多摩川中央公園をきちんとしていくことは市としての大きなテーマであり、全くいつになくタイムリーな補正予算ではないかなと思っております。

おります。

反対討論がありましたが、これだけ中身の濃い重要な子育て支援事業や復旧事業費に対して反対をするというのは、政党の思いがどこにあるのか私には理解ができません。この補正予算がしっかりと執行されまして、市民の役に立つことを願いまして賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第81号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(原島貞夫君) 起立多数と認めます。よって、議案第81号は各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に日程第7、議案第82号、平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、議案第82号、平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、退職被保険者等療養給付費で、当初予算に対して14.67%もふえているが、急激にふえたとの説明であったが、当初予算で想定できなかったのかとの質問があり、理事者より、療養給付費が16年度は月平均7000万円ほど、これが17年度は月平均約7840万円となり、18年度は約9400万円と年々伸びている。今年度はまだ年度の途中だが、昨年1回は1億円を越す月があったが、今年に入りほとんどの月で1カ月の療養給付費が1億円を超えるような状況となっているとの答弁がありました。

また別の委員より、75歳以上は今度は広域連合でという扱いで、老人保健特別会計が今度は後期高齢者医療という名前に名称が変わるだけで、会計自身は老健そのものを使うということかとの質疑があり、理事者より、対象とかその医療にかかる分については変らない。ただ今後新たに保険料1割負担ということでその辺の負担が出てくるし、制度自体の中身も変わってくるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく可決となりました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第82号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第8、議案第83号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設環境委員長 加藤育男君登壇)

○建設環境委員長(加藤育男君) 御指名により、議案第83号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算(第3号)につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、7%以上の利率で借りている18年度末現在での16億7000万円の中で、一番高い利率で借りているのは何%で、幾らあるのかとの質疑があり、理事者より、8.0%が一番高い利率で、昭和54年に4億9000万円ほど借りて、残高が1億2000万円程度であるとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第83号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第9、議案第84号、防災行政無線施設改良工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第84号、防災行政無線施設改良工事請負契約について審査報告をさせていただきます。

委員より、防災行政無線、このシステムの導入に当たって入札を辞退された理由がわかれば。もう一つ、メールに防災無線の内容を羽村市では11月から同時に配信を始めているのが、この件は一応可能性としてできるようなものの導入をされているのか見解をお聞かせくださいとの質問があり、理事者より、辞退の理由の原因については、主に精査した額と事前公表の予定額の差がありました。次の羽村市につきましては「テレモ自治体情報」という形でメールを流している。実際には基本的には防災無線とメールについてはルートが違うので、福生市につきましても火災情報については検討中であるとの答弁があり、別の委員より、戸別受信機のことですが、田園の駐在さんのところが聞こえないということで苦勞されているが、今度の受信は大丈夫なのかと質問があり、理事者より、田園地区につきましては地図上の49番のところで1カ所設置の予定があり、音等につきましては戸別に調整をすると思っていますとの答弁があり、以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり同意することに決定しました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第84号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長の報告のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第10、陳情第19-5号、「（仮称）東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本件については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設環境委員長 加藤育男君登壇)

○建設環境委員長(加藤育男君) 御指名をいただきましたので、陳情第19-5号、「仮称」東京多摩国際園芸博覧会の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める陳情書の審査報告をさせていただきます。

初めに、事務局より他市の状況の報告を受けた後、委員より、経済効果等が非常にあると思われるので、意見書提出に向けて採択を願う旨の意見がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、採択することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第19-5号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、陳情第19-5号は委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第11、陳情第19-6号、公団住宅居住者の居住の安定に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設環境委員長 加藤育男君登壇)

○建設環境委員長(加藤育男君) 御指名をいただきましたので、陳情第19-6号、公団住宅居住者の居住の安定に関する陳情書につきまして審査報告をさせていただきます。

初めに、事務局より他市の状況報告を受けた後、委員より、現在国会でも議論されているが、地元の福生団地もこの独立行政法人都市再生機構の団地であり、多くの市民が不安を抱えている状況なので、ぜひとも採択をお願いしたいとの意見がありました。

その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく、採択することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第19-6号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、陳情第19-6号は委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第12、議案第88号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 田辺恒久君登壇)

○総務部長(田辺恒久君) 御指名をいただきましたので、議案第88号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集は626ページでございます。

最初に、国や東京都の動向について申し上げます。今回改正をお願いいたします一般職の職員の給与の改定でございますが、人事院は8月に国家公務員の平成19年度の給与改定につきまして給与を0.35%、1352円引き上げる改定を勧告いたしました。

一方、東京都人事委員会は10月に都職員の給与を0.07%、309円引き下げ、期末勤勉手当を0.05月引き上げるとともに、地域手当の引き上げに伴い給与水準として給与月額を公民格差相当分と合わせて平均で1.4%引き下げる勧告をしたところでございます。この勧告を受け、国や東京都においては勧告どおり実施されたところでございます。

福生市の給与改定につきましては、平成14年から職務職責に応じた新給与体系へ移行を図り、給料表は東京都の給料表を基本といたします給与体系に改正しておりますので、引き続き東京都人事委員会の勧告を基本とし、職員の給料並びに地域手当及び期末手当の支給率の改定をいたしたいので、本条例の改正をお願いしようとするものでございます。

それでは、改正条例の内容につきまして説明を申し上げます。大変恐縮でございますが、本会議資料の平成19年度一般職の給与改定等資料を御参照いただきたいと思います。(別添資料参照)

本条例改正にかかわることでございますので、昨年から実施されております給与制度改革の仕組み、給与と地域手当の関係について図で示しておりますので、資料の12ページを御参照いただきたいと思います。

概略説明いたしますと、この表は国家公務員を想定して作成しておりますが、地方公務員も同様に給与制度の見直しをしているところでございます。左側の現行となっておりますのが、これは制度改正以前の仕組みをあらわしております。北海道、東北の賃金水準は、公務員より民間の俸給水準が4.8%程度低いとされています。一方、東京都の賃金水準は、公務員の調整手当12%を入れても民間の賃金水準の方が高いとされています。

右側の見直し後でございますが、一番低い北海道、東北の賃金水準まで公務員の新給料水準を4.8%引き下げ、つまり民間公務員を同等にすることとしております。そうしますと、東京都の公務員の賃金水準は民間の賃金水準と大きく差がつくことから、地域手当として18%の範囲で調整をすることとしております。

総体的に見ますと、東京都の賃金水準は、公務員の場合、現行、見直し後も給料が減額しても地域手当が増額することで総額的には変わらないことから配分変更と呼んでいるところでございます。また一気に給料を4.8%下げ、地域手当を最高18%まで引き上げることは影響が大きいことから、平成22年度まで段階的に実施することとしております。今回の東京都人事委員会の勧告もこのような給与制度改革を盛り込んだものでございます。

次の13ページをお開きください。

平成19年度改定によるモデル給与例として、今回の一連の給与改定で職員の給与がどのようになるのか、モデルケースを策定いたしました。一例でございますが、改定後で係員25歳、扶養なし、給与月額22万7511円、例月給与の年収270万7380円、期末勤勉手当の年収101万3434円、年収372万810円となります。改定前と比較して増減額は給料月額の年収で7584円、期末勤勉手当の年収で1万2260円、年収で1万9844円の増額となります。

また、課長補佐級50歳、扶養は配偶者、子ども2人の場合、右側の方に移りまして、増減額は例月給与の年収で3792円の減、期末勤勉手当の年収で2万7730円の増、年収で差し引き2万3938円の増額となります。以下同様に見ていただきたいと存じます。

次に、戻りまして資料の1ページをお願いいたします。

1、一般職の給与改定の（一）給料級別平均額、ア、行政職給料表（1）は一般事務職に適用しております給料表でございまして、表上と実質に区分し、現行と改定後給料表での表上の改定額は1級から7級まであり、下段の平均で引上額はマイナス4684円、改定率がマイナス1.35%となっております。右側の欄、実質の欄では具体的に職員が受けております職務の級、号級に当てはめまして計算いたしましたものでございます。

引上額、改定率のみ申し上げますと、主事職に適用いたしております1級につきましては引上額629円、0.33%の増となっております。同じく主事職の2級は1959円、0.80%、主事職に適用しております3級は4516円、1.39%、係長主査職に適用しております4級は6679円、1.63%、課長補佐職に適用しております5級は7289円、1.65%、課長職に適用しております6級は613

4円、1.34%、部長職に適用しております7級は6564円、1.37%それぞれ引き下げと相なるところでございます、1級から7級までの平均では5090円、1.40%の引き下げとなっております。

次に、イの行政職2表(二)でございますが、これは用務員、作業員等の技能労務職に適用しております給料表でございます、一般職と同様に各級ごとに改定をさせていただきまして、右側実質の改定額の平均では5627円、1.56%の引き下げとなるものでございます。

次に、(2)の職員手当のア、地域手当の改定でございますが、地域手当を現行13%を14.5%、1.5%引き上げるものでございます。これは先ほどの図で説明したとおり給与水準の適正化を図る2年目の段階措置として給料月額を引き下げた相当分を地域手当で引き上げることとする配分変更とし、改定をいたしたものでございます。

次に、イ、期末勤勉手当につきましては、平成20年の3月期の期末手当を現行0.35月を0.4月に0.05月引き上げるものでございます。このことにより年額支給月数は4.5月になるものでございます。

(3)基準内給与、これは平成19年4月1日現在の給料、扶養、地域、住居、管理職手当の平均給与月額でございますが、中ほどの引上額改定率欄で見てまいりますと、給料におきましては5163円、1.18%の引き下げ、扶養手当はゼロ、地域手当は4977円、1.1%の引き上げ、住居手当は改定はございません。管理職手当は116円、0.03%の引き下げで、合計いたしますと302円、0.07%の引き下げとなります。これは東京都人事委員会の勧告とほぼ同額、同率となっております。

次に、(4)の初任給でございますが、初級、高校卒程度、中級、短大卒程度におきましては改定はございません。上級、大卒程度につきましては2000円、1.1%の引き上げとなっております。

2、期末勤勉手当の支給割合の改正でございますが、先ほど年間の支給月数の改正を申し上げましたが、ここでは改正後の年間4.5月とし、その支給割合を改正するものでございます。期末手当の6月期の1.40月を1.50月に0.1月引き上げ、12月期の1.50月を1.55月に0.05引き上げ、3月期には0.40月を0.25月に0.15引き下げます。勤勉手当につきましては現行どおり6月期、12月期をそれぞれ0.60月とし、改正はございません。

この結果、期末勤勉手当の各月の支給月数は6月期2.10月、12月期2.15月、3月期0.25月となり、年間4.50月となります。これは東京都に準拠するための改正でございます。

3、実施時期は平成20年1月1日を予定しております。

次の2ページから4ページまでは行政職1表の1級から4級まで、5ページから7ページまでは5級から7級まで、8ページから11ページまでは行政職2表の1級から4級までとなっております。それぞれの各級に現行改定の間差と金額、引上額、引上率が掲載してございます。またそれぞれの最高部欄外は再任用職員の給与表となっております。

以上で資料の説明を終わりにいたします。



続きまして、議案の方に戻りまして、最後のページの附則の施行期日でございますが、平成20年1月1日から施行しようとするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後の福生市の一般職の職員の給与に関する条例第11条の2の規定の適用については、平成20年3月31日までの間、同条第2項中100分の25とあるのは100分の39.3とし、同条第4項中100分の10とあるのは100分の24.3とすることとしております。

このことは、この条例が1月から施行となりますと、職員は来年1月の給料から改定をした新しい給料表での支給となりますことから、平成19年4月から12月までの間の旧給料表と新給料表の差を所要の調整として期末手当の支給率に換算して0.007月分マイナス調整をいたすこととなります。この調整方法として平成20年3月期期末手当の支給割合を0.393月と改定するものでございます。同様に再任用職員につきましても3月期の支給割合を0.007月マイナスして0.243月とする改定でございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおりの御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

○20番（小野沢久君） 何点か質問をさせていただきたいと思います。

東京都は民間の給料が公務員より高いということで、この表で見ると随分高そうに見えるのだけれども、果たしてでは福生市の民間企業の方がどのくらい給料をもらっているのかというのは、なかなかこれは調べようがないのだけれども、東京都の平均より、東京都のこの平均は大手ですからね、中小零細はこれはほとんど入ってないと思いますので、福生市の場合は大手がございませんので、そういう面では福生市だけで見ると果たしてどうなのかなという気がいたしますが、財政事情や、そういった状況を今回のこの給与改定で考えたのかどうか、まずそれを1点聞かせていただきたいと思います。

それからもう1点は、前年もそうですが、最終日に議案として出てくるわけですが、団体、労働組合との交渉の経過を、いつから始めていつ妥結したのかお知らせを願いたいと思います。

それから、あとは数字のことなのですが、毎年聞いておりますので、今回も行政職給料表の1の方で、先ほども説明があつて、1.40%の減額、5090円の減額ということで、これだけ見ますと職員の給料は随分下がってしまったなということになるのですけれども、公務員の場合は必ず1年経ちますと一つ上のランクに上がります。それが4分割表になっておりますけれども、4月1日に今回は一斉に上がるわけです。

ですから、その辺のところの経過を聞いておかないといけませんので、お願いいたします。

まず、この給与の施行が1月1日でございますので、20年の1月1日付けにさせていただきますが、職員数、平均年齢、平均勤続年数、それと昇給が、去年45の人はことし46になっていますから、1年経っていますからね。必ず上がっていますから、その昇給分のパーセントと額、それから平均年収とその内訳を、給与と期末手当と別々にしていただきたい。それから、35歳の大学卒の給料月額と年収、勤続年数、これは余り変わらないわけですがけれども、これはやはり何となく民間と比較する場合35歳ぐらいが一番比較の対象では多いので、三十五、六歳が多いものですから、その根拠でちょっとお知らせを願いたいと思います。

それから、これがあれなのだ。1時間当たりの単価、これは365日かな、6日かな、5日かな。この年間所得を割っていくと幾らになる、前年が3806円ですから、この辺のところでおさまると思うのですけれども、その数字をお願いいたします。

○総務部長（田辺恒久君） 小野沢議員さんの御質問にお答えいたします。

福生市の給与改定につきまして、財政状況をどう考えたかということですが、東京都の人事委員会の勧告を完全実施して、東京都の給与体系に基づいて給与を下げるという形をとっているわけでしたので、そういう形ではそれに見合った給与改定という考え方でございます。特に、それで財政的な部分については、今のところ考慮する段階にはきてないと、給与改定については考えております。

それと、団体交渉の経過でございますが、団体交渉につきましては10月の中旬に東京都の人事委員会の勧告が出まして、下旬から事務折衝、団体交渉を重ねてきて、12月10日に妥結したところでございます。

それと、数値的な部分で幾つか御質問をいただいておりますので、その部分についての回答でございますが、平成20年1月1日現在の職員数につきましては395人です。平均年齢は45歳と3カ月でございます。平均勤続年数は22年3カ月でございます。定期昇給率につきましては、19年4月の給与構造改革の際、4分割表を導入し、昇給につきましては人事考課制度の活用は19年4月にはしておりませんでした。勤務成績による昇給として位置付け、各職員が毎年定期昇給していた昇給月に応じた昇給幅とし、全職員の昇給を4月1日に統一したところでございます。

このようなことから、昇給率や昇給額の積算をするに当たり、全職員が4号アップしたものと仮定して計算した結果、昇給率では1.28%、昇給額で5598円となっております。

基準内給与の平均月額では43万8498円でございます。平均年収では730万9318円となっております。また年収の内訳は、給与が526万4694円、期末勤勉手当が204万4624円となっております。

それから、35歳の大学卒の給料月額は29万1520円、年収は576万1556円、勤続年数は11年5カ月でございます。

1時間当たりの単価につきましては3807円となっております。

○20番（小野沢久君） 実際に今の数字を聞きますと、1人をとらえれば5598

円給料が上がって、年収ではほんのわずかですがやはりふえているわけです。

それで、1時間当たり3807円というと、1時間でこれだから、60で割ると63円、また60で割ると1秒1円ちょっと、たばこを15分吸うとこれは幾らになるのかな。まあそういうことで、これだけ人件費というのはかかっていると。ですから、やはり1分、1秒でもおろそかにはできない、そういう面ではしっかり仕事をしていただきたいなという思いでこの質問をさせていただきました。

それからもう1件、聞き忘れたのですが、インターネットで調べなかったのですが、ラスパイレスの一番直近なんか数字を持っていたら、あれはインターネットで調べればすぐ出てくるのですけれども、それをお願いいたします。

それから、調整手当が18%に22年でなるのですよね。これで20年で今の数字ですから、21年、22年という相当な数字で上げないとこれは18年に追いつかないのですよね。その予定なんていうのはわかっていますか。その点をお願いいたします。

○総務部長（田辺恒久君） ラスパイレス指数につきましては、18年度につきましては102でございます。102.0でございます。

それと、地域手当につきましては22年までということでございますが、来年度につきましてどのぐらいの調整をするか、それについては決まっておりません。ただ22年度までに予定としては18%に東京都はするという考え方を聞いているところでございます。

○議長（原島貞夫君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第88号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第13、議案第86号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第86号、福生市長

等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集では613ページでございます。

提案理由でございますが、福生市長、福生市副市長及び福生市収入役の期末手当の支給率を改定したいので本条例の改正をお願いいたしますものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明を申し上げます。

改正内容につきましては、議案第88号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のうち期末勤勉手当関係と同様の改正となっております。

第4条第2項中の改正は、期末手当の支給割合を3月は100分の35を100分の25に、6月は100分の200を100分の210に、12月は100分の210を100分の215にそれぞれ改定し、年間の支給割合を100分の445から100分の450に、月数にして4.5月とし、0.05月引き上げるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は交付の日から施行いたそうとするものでございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の福生市長等の給与に関する条例第4条第2項の規定の適用につきましては、平成20年3月31日までの間、同項中100分の25とありますのは100分の39.3とすることとしております。これは職員と同様に所要の調整として0.007月分を3月の期末手当で調整することとした結果、0.393月に改定をいたすものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第86号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第14、議案第87号、福生市教育委員会教育長

の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 田辺恒久君登壇)

○総務部長(田辺恒久君) 御指名をいただきましたので、議案第87号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集では620ページでございます。

提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長の期末手当の支給率を改定したので本条例の改正をお願いいたすものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明を申し上げます。

改正内容につきましては、議案第86号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様の改正内容となっております。

第3条第2項中の改正は、期末手当の支給割合を3月は100分の35を100分の25に、6月は100分の200を100分の210に、12月は100分の210を100分の215にそれぞれ改正し、年間の支給割合を100分の445から100分の450に、月数にして4.5月とし、0.05月引き上げるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は交付の日から施行いたそうとするものでございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第2項の規定の適用については、平成20年3月31日までの間、同項中100分の25とありますのは100分の39.3とすることとしております。これは市長等と同様に所要の調整として0.007月分を3月の期末手当で調整をすることとした結果、100分の39.3、月数にして0.393月に改定をいたすものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第87号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第15、議案第85号、福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 田辺恒久君登壇)

○総務部長(田辺恒久君) 御指名をいただきましたので、議案第85号、福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集では587ページでございます。

提案理由でございますが、福生市議会の議員の12月期の期末手当の支給率を改定したいので本条例の改正をお願いいたすものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明を申し上げます。

改正内容につきましては、第5条第2項中の改正は、12月期期末手当の支給割合100分の240を100分の250に改正し、年間の支給割合を100分の440から100分の450に、月数にして4.5カ月とし、0.1月引き上げるものでございます。これは先ほど御審議いただきました職員、市長等の期末勤勉手当と同率の年間4.5に改定をいたそうとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は交付の日から施行いたそうとするものでございます。

また、改正後の福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成19年12月1日から適用することとしております。既に支給した12月期の期末手当は新条例の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第85号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第16、議案第89号、後期高齢者医療制度に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(議会運営委員長 大野聰君登壇)

○議会運営委員長(大野聰君) それでは、御指名をいただきましたので、議案第89号、後期高齢者医療制度に関する意見書につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

御承知のとおり後期高齢者医療制度は、平成18年6月に健康保険法等の一部改正によりまして老人保健法が改正され、75歳以上の方を対象とした新たな医療制度として平成20年、来年の4月に施行されることになりました。

この後期高齢者医療制度は、各都道府県単位の広域連合組織が運営することとなり、東京都では62区市町村により本年3月、東京都後期高齢者医療広域連合が発足し、現在制度開始に向けて着々と準備を進めております。

制度の財源は、現役世代の負担金、公費負担のほか高齢者の方の保険料で構成されます。保険料の決定については各広域連合が行うこととされており、東京都の場合は先般、広域連合から平均月額保険料7500円となることが示されました。

しかし、この額は厚生労働省が試算した全国平均6200円を大幅に上回っております。しかもこの額は努力目標とされている検診事業等の経費は含まれておらず、実際にはこの額より上回ることが予想されます。当市のように比較的所得水準が低い層が多い市では、広域連合で決定する保険料額では加入者の負担が大きくなることが予想され、さらに今後市財政の影響も大きくなるものと考えられます。

そこで、後期高齢者の方が住み慣れた地域や仮定で安心して暮らすことのできる後期高齢者制度の適切な実施と、市財政の安定した運営を図るため、一つ、後期高齢者制度の実施に伴い広域連合が実施する保健、検診事業については区市町村団体における特定検診等と同様の検診体制の確保と財政支援を行うこと。二つ、加入者の保険料は生活実態に見合った負担となるよう国及び東京都が必要な財政支援を行うこと。三つ、必要な情報等については市民はもとより国及び東京都の責任において各市町村に速やかに提供し、制度への理解と円滑な運用に努めるとともに、制度の円滑な移行ができるよう十分配慮すること。以上、3点についての実現を関係機関に強く求めるため意見書を提出するものでございます。

何とぞ、御審議を賜りまして、この意見書を御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第89号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第17、議案第90号、「（仮称）東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（7番 加藤育男君登壇）

○7番（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、議案第90号、「（仮称）東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催に関する意見書につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

近年、世界的に地球温暖化や居住環境の悪化が叫ばれており、その環境改善と同時に心の豊かさや癒しといった精神的な充実感をもたらす意味でも、花と緑の価値をいまいちど見直すことが重要と思われます。

また、私たちが居住しているこの福生市を取り巻く緑豊かな多摩地域の魅力を広く国内外に発信するためにも、この「（仮称）東京多摩国際園芸博覧会」を多摩地域で開催することに大変な意義があると思われます。

時代の要請である環境と調和という観点からも、また商工業発展のための経済効果という意味合いからもぜひ開催に向けての意見書を上げていただきたく、本案を提出した次第でございます。

何とぞ、御審議を賜りまして、御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員会の付



託を省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、11番奥富喜一君。

(11番 奥富喜一君登壇)

○11番(奥富喜一君) 議案第90号、「(仮称)東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催に関する意見書について、日本共産党として反対討論を行います。

「(仮称)東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催そのものに反対するものではありません。ですから、意見書を上げてくださるとの陳情書には賛成をいたしました。

しかし、この意見書には「国際園芸博覧会が我が国で3回開催され、いずれも大いに人気を博し」まではよいのですが、「多大な成果を地域に残してきた」という文章が続いております。果たして多大な成果を地域に残してきたか、大いに議論があるところで、この部分は削除されるべきと考えます。

次に、中段より少し下から始まる「また、(仮称)東京多摩国際園芸博覧会の開催を機に、交通網などの都市インフラが整備されることにより、理想的郊外としての多摩地域の健全な発展が促進されるであろう」との部分は削除すべきであります。なぜなら、財政が厳しいと福祉をどんどん削って、福祉水準日本一から日本で最低から2番目まで福祉水準を下げておきながら、巨大開発に湯水のように財政を注ぎ込み、巨大な赤字を積み上げ、さらに東京オリンピックよもう一度とさらに何兆円、数十兆円の赤字を積み上げようとしている東京都政ですが、この上、上積みしてこの園芸博覧会を口実にむだな公共事業を積み上げられては都民の生活はたまったものではありません。これらはすべて今後の私たちに1人当たり100万円とか200万円以上上乗せの重い都税負担となって返ってくるもので、とても認められるものではありません。

上記の理由からこの意見書には反対であることを表明し、討論といたします。

○議長(原島貞夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第90号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原島貞夫君) 起立多数であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第18、議案第91号、独立行政法人都市再生機構住宅(旧公団住宅)居住者の居住の安定に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(7番 加藤育男君登壇)

○7番(加藤育男君) 御指名をいただきましたので、議案第91号、「独立行政法人都市再生機構住宅(旧公団住宅)居住者の居住の安定に関する意見書」につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

現在、この独立行政法人都市再生機構住宅（旧公団住宅）の入居者は高齢化が進み、収入との関連から大半の方が永住を希望しつつも大きな不安を抱いて生活されています。

この独立法人都市再生機構の施策は、今国会でも重要案件として盛んに議論が行われていますが、我が福生市も福生団地がこの機構の団地であり、居住されている方の不安も大変増大してきているところでございます。この機をとらえ、意見書にある5項目の要望の実現に向けて、この意見書を提出すべく本案を提出したものでございます。

何とぞ、御審議を賜りまして、この意見書を御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第91号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び福生市議会会議規則第158条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等について、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第20、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務文教及び市民厚生委員長から、目下同委員会において審議中の案件について、会議規則第103条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が6件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第19-8号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原島貞夫君) 起立多数であります。よって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、残る陳情第19-2号、陳情第19-3号、陳情第19-7号、陳情第19-9号及び陳情第19-10号については、市民厚生委員会において起立により継続審査となっておりますので、起立により採決いたします。

本5件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原島貞夫君) 起立多数であります。よって、本5件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第21、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、3常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 以上をもって年度本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成19年第4回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後1時40分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 原 島 貞 夫

議員 増 田 俊 一

議員 奥 富 喜 一

議員 阿 南 育 子

②

福総総発第 178 号

平成 19 年 12 月 19 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人

追加議案の送付について

平成 19 年第 4 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 1 議案第 85 号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 86 号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 87 号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 88 号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 85 号

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 21 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

福生市議会の議員の 12 月期の期末手当の支給率を改定したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 240」を「100 分の 250」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 19 年 12 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正前の福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日の前日までに福生市議会の議員に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 86 号

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 21 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

福生市長、福生市副市長及び福生市収入役の期末手当の支給率を改定したので、本条例を改正する必要がある。

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市長等の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 35」を「100 分の 25」に、「100 分の 200」を「100 分の 210」に、「100 分の 210」を「100 分の 215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市長等の給与に関する条例第 4 条第 2 項の規定の適用については、平成 20 年 3 月 31 日までの間、同項中「100 分の 25」とあるのは「100 分の 39.3」とする。

議案第 87 号

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 21 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

福生市教育委員会教育長の期末手当の支給率を改定したいので、本条例を
改正する必要がある。

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を
改正する条例

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和 35 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 35」を「100 分の 25」に、「100 分の 200」を「100 分の 210」に、「100 分の 210」を「100 分の 215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例第 3 条第 2 項の規定の適用については、平成 20 年 3 月 31 日までの間、同項中「100 分の 25」とあるのは「100 分の 39.3」とする。

議案第 88 号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 21 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

福生市の一般職の職員の給料並びに地域手当及び期末手当の支給率を改定
したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 中「100 分の 13」を「100 分の 14.5」に改める。

第 11 条の 2 第 2 項中「100 分の 35」を「100 分の 25」に、「100 分の 140」を「100 分の 150」に、「100 分の 150」を「100 分の 155」に改め、同条第 4 項中「100 分の 35」を「100 分の 25」に、「100 分の 25」を「100 分の 10」に、「100 分の 140」を「100 分の 150」に、「100 分の 75」を「100 分の 80」に、「100 分の 150」を「100 分の 155」に、「100 分の 85」を「100 分の 95」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

行 政 職 給 料 表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	138,300	168,100	203,700	229,000	265,300	295,900	348,200
	2	139,400	170,100	205,700	231,000	267,500	298,400	350,800
	3	140,500	172,100	207,700	233,200	269,700	300,900	353,500
	4	141,600	174,100	209,800	235,400	272,000	303,400	356,200
	5	142,700	176,100	211,900	237,500	274,300	305,900	358,900
	6	143,800	178,100	213,900	239,600	276,500	308,400	361,600
	7	144,900	180,100	215,900	241,800	278,700	310,900	364,300
	8	146,000	182,200	218,000	244,000	281,000	313,400	367,000
	9	147,100	184,300	220,100	246,100	283,400	315,900	369,700
	10	148,200	186,400	222,200	248,200	285,700	318,400	372,400
	11	149,300	188,400	224,300	250,400	288,100	321,000	375,100
	12	150,400	190,500	226,400	252,600	290,500	323,600	377,900
	13	151,500	192,500	228,500	254,800	292,900	326,300	380,700
	14	152,900	194,600	230,600	257,000	295,400	328,900	383,500
	15	154,300	196,700	232,700	259,200	297,800	331,500	386,300
	16	155,700	198,700	234,800	261,500	300,200	334,100	389,100
	17	157,200	200,700	236,900	263,700	302,600	336,800	392,000

18	159,400	202,800	239,000	266,000	305,000	339,400	394,900
19	161,600	204,900	241,100	268,200	307,400	342,100	397,800
20	163,900	206,900	243,200	270,400	309,800	344,800	400,700
21	166,200	208,900	245,300	272,700	312,300	347,400	403,700
22	168,200	211,000	247,400	275,000	314,700	350,000	406,700
23	170,200	213,100	249,500	277,200	317,200	352,700	409,700
24	172,200	215,100	251,600	279,400	319,600	355,400	412,700
25	174,200	217,100	253,700	281,700	322,000	358,100	415,700
26	176,300	219,200	255,800	284,000	324,400	360,800	418,600
27	178,300	221,200	257,900	286,300	326,800	363,600	421,500
28	180,400	223,200	260,000	288,600	329,200	366,200	424,300
29	182,400	225,300	262,100	291,000	331,700	368,800	427,100
30	184,500	227,400	264,300	293,400	334,200	371,500	429,900
31	186,500	229,500	266,500	295,700	336,700	374,200	432,700
32	188,500	231,600	268,600	298,000	339,200	376,900	435,500
33	190,600	233,600	270,700	300,400	341,700	379,600	438,300
34	192,600	235,700	272,800	302,800	344,300	382,200	440,600
35	194,700	237,800	274,900	305,100	346,800	384,800	442,800
36	196,800	239,900	277,000	307,500	349,300	387,400	445,100
37	198,800	241,900	279,000	309,800	351,800	390,000	447,400
38	200,800	243,900	281,100	312,100	354,200	392,600	449,400
39	202,800	246,000	283,200	314,400	356,600	395,200	451,300
40	204,800	248,100	285,300	316,800	359,000	397,800	453,100
41	206,800	250,100	287,300	319,300	361,300	400,400	454,800
42	208,700	252,100	289,300	321,700	363,700	403,000	456,400
43	210,600	254,100	291,400	324,100	366,000	405,600	458,000
44	212,500	256,100	293,400	326,500	368,400	408,200	459,500
45	214,400	258,000	295,400	328,800	370,700	410,700	460,900
46	216,300	260,000	297,400	331,100	373,100	413,200	462,200
47	218,200	262,000	299,400	333,400	375,400	415,800	463,400
48	220,100	264,000	301,300	335,700	377,800	418,300	464,700
49	222,000	265,900	303,300	338,000	380,100	420,800	465,900
50	223,900	267,800	305,300	340,300	382,400	422,900	466,800
51	225,800	269,700	307,300	342,600	384,800	425,000	467,700
52	227,700	271,600	309,300	344,900	387,200	427,000	468,500
53	229,500	273,500	311,200	347,200	389,500	429,000	469,300
54	231,400	275,400	313,200	349,500	391,600	430,600	470,000
55	233,300	277,300	315,100	351,900	393,700	432,300	470,700
56	235,200	279,200	317,100	354,200	395,800	433,900	471,400

57	237,000	281,000	319,100	356,400	397,900	435,400	472,000
58	238,900	282,800	321,100	358,600	399,500	436,800	472,600
59	240,800	284,600	322,900	360,700	401,000	438,200	473,200
60	242,700	286,400	324,700	362,800	402,500	439,500	473,800
61	244,500	288,200	326,500	364,800	404,000	440,800	474,400
62	246,300	290,000	328,200	366,900	405,500	441,800	474,900
63	248,200	291,800	330,000	368,900	406,900	442,800	475,400
64	250,000	293,600	331,800	370,900	408,300	443,800	475,900
65	251,800	295,300	333,500	372,900	409,700	444,700	476,400
66	253,400	297,100	335,200	374,900	411,000	445,600	476,900
67	255,000	298,900	336,900	376,800	412,300	446,500	477,400
68	256,600	300,600	338,600	378,700	413,500	447,500	477,900
69	258,200	302,300	340,300	380,600	414,700	448,400	478,400
70	259,800	304,100	342,000	382,000	415,800	449,100	478,900
71	261,400	305,800	343,700	383,400	416,900	449,800	479,400
72	262,900	307,500	345,400	384,700	418,000	450,400	479,900
73	264,400	309,200	347,100	386,000	419,000	451,000	480,400
74	265,900	310,900	348,800	387,300	419,900	451,600	480,900
75	267,400	312,600	350,400	388,600	420,800	452,200	481,400
76	268,900	314,300	352,000	389,900	421,700	452,700	481,900
77	270,400	315,900	353,600	391,200	422,600	453,200	482,400
78	271,900	317,500	355,000	392,200	423,300	453,700	482,900
79	273,400	319,100	356,400	393,100	423,900	454,200	483,400
80	274,900	320,600	357,700	394,100	424,500	454,700	483,900
81	276,400	322,100	359,000	395,000	425,100	455,200	484,400
82	277,900	323,600	360,100	395,900	425,700	455,700	484,900
83	279,400	325,100	361,200	396,800	426,300	456,200	485,400
84	280,900	326,500	362,300	397,700	426,900	456,700	485,900
85	282,400	327,900	363,400	398,600	427,500	457,200	486,400
86	283,900	329,000	364,400	399,500	428,100	457,700	
87	285,400	330,100	365,400	400,400	428,700	458,200	
88	286,800	331,200	366,300	401,300	429,300	458,700	
89	288,300	332,300	367,200	402,200	429,900	459,200	
90	289,700	333,400	368,000	402,900	430,500	459,700	
91	291,100	334,400	368,800	403,600	431,100	460,200	
92	292,500	335,400	369,500	404,300	431,600	460,700	
93	293,900	336,400	370,200	405,000	432,200	461,200	
94	295,300	337,200	370,800	405,600	432,800	461,700	

95	296,700	338,000	371,400	406,200	433,300	462,200
96	298,000	338,800	372,000	406,800	433,900	462,700
97	299,300	339,600	372,500	407,400	434,400	463,200
98	300,400	340,100	373,000	408,000	434,900	463,700
99	301,500	340,600	373,500	408,600	435,400	464,200
100	302,600	341,000	374,000	409,200	435,900	464,700
101	303,700	341,400	374,500	409,800	436,400	465,200
102		341,800	375,000	410,400	436,900	465,700
103		342,200	375,500	411,000	437,400	466,200
104		342,600	376,000	411,600	437,800	466,700
105		343,000	376,400	412,100	438,300	467,200
106		343,400	376,800	412,600	438,800	467,700
107		343,800	377,200	413,100	439,200	468,200
108		344,200	377,600	413,700	439,700	468,700
109		344,600	378,000	414,300	440,200	469,200
110		345,000	378,400	414,900	440,700	
111		345,400	378,800	415,500	441,100	
112		345,800	379,200	416,000	441,500	
113		346,200	379,600	416,500	442,000	
114		346,600	380,000	417,000	442,500	
115		347,000	380,400	417,500	443,000	
116		347,400	380,800	418,000	443,400	
117		347,800	381,200	418,500	443,800	
118		348,200	381,600	419,000	444,200	
119		348,600	382,000	419,500	444,600	
120		349,000	382,400	420,000	445,100	
121		349,400	382,800	420,500	445,600	
122		349,800	383,200	421,000	446,100	
123		350,200	383,600	421,500	446,600	
124		350,600	384,000	422,000	447,000	
125		351,000	384,400	422,500	447,400	
126		351,400	384,800	423,000		
127		351,800	385,200	423,400		
128		352,200	385,600	423,900		
129		352,600	386,000	424,300		
130		353,000		424,800		
131		353,400		425,300		
132		353,800		425,700		

	133		354,200		426,100			
	134				426,500			
	135				427,000			
	136				427,400			
	137				427,900			
	138				428,400			
	139				428,900			
	140				429,300			
	141				429,700			
再任用職員		177,300	210,800	245,100	281,100	299,700	321,300	355,600

備考 1 この表は、行政職給料表（二）の適用を受けないすべての職員（臨時職員は除く。）に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表の額にかかわらず、154,800円とする。

3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	130,900	201,000	228,300	264,900
	2	131,500	203,000	230,400	267,100
	3	132,100	205,000	232,500	269,300
	4	132,700	207,100	234,700	271,600
	5	133,400	209,200	236,900	273,900
	6	134,000	211,200	239,000	276,100
	7	134,600	213,300	241,100	278,400
	8	135,300	215,400	243,300	280,700
	9	136,000	217,500	245,500	283,000
	10	136,600	219,600	247,600	285,300
	11	137,300	221,700	249,700	287,600
	12	138,000	223,900	251,900	290,000
	13	138,700	226,100	254,100	292,400
	14	139,700	228,200	256,200	294,800
	15	140,700	230,400	258,300	297,200
	16	141,700	232,600	260,500	299,600

17	142,700	234,700	262,700	302,000
18	143,800	236,800	264,800	304,400
19	144,900	239,000	266,900	306,800
20	146,100	241,200	269,100	309,200
21	147,300	243,300	271,300	311,600
22	148,900	245,500	273,400	314,000
23	150,600	247,700	275,500	316,400
24	152,300	249,800	277,700	318,800
25	154,000	251,900	279,900	321,300
26	155,800	254,100	282,100	323,700
27	157,600	256,300	284,300	326,100
28	159,400	258,400	286,500	328,500
29	161,300	260,500	288,700	331,000
30	163,100	262,600	290,900	333,400
31	164,900	264,700	293,100	335,800
32	166,800	266,800	295,300	338,300
33	168,700	268,800	297,500	340,800
34	170,600	270,800	299,700	343,300
35	172,500	272,900	301,900	345,800
36	174,500	274,900	304,100	348,300
37	176,500	276,900	306,300	350,700
38	178,500	279,000	308,500	353,100
39	180,500	281,000	310,700	355,500
40	182,500	283,000	312,900	357,800
41	184,600	285,000	315,100	360,100
42	186,600	287,000	317,200	362,400
43	188,600	289,000	319,300	364,700
44	190,600	291,000	321,400	367,000
45	192,700	293,000	323,500	369,200
46	194,700	295,000	325,600	371,500
47	196,700	297,000	327,700	373,800
48	198,800	299,000	329,800	376,100
49	200,900	300,900	331,800	378,300
50	202,900	302,900	333,900	380,600
51	204,900	304,900	335,900	382,900

52	207,000	306,900	337,900	385,100
53	209,100	308,800	339,900	387,300
54	211,100	310,600	341,900	389,200
55	213,200	312,400	343,800	391,100
56	215,300	314,200	345,700	393,000
57	217,400	316,000	347,600	394,900
58	219,400	317,700	349,400	396,400
59	221,500	319,400	351,200	397,900
60	223,600	321,100	353,000	399,400
61	225,700	322,700	354,800	400,800
62	227,700	324,400	356,500	402,100
63	229,800	326,000	358,200	403,400
64	231,900	327,600	359,900	404,700
65	234,000	329,200	361,600	406,000
66	236,100	330,700	363,300	407,200
67	238,200	332,200	365,000	408,400
68	240,300	333,600	366,700	409,600
69	242,300	335,000	368,400	410,700
70	244,300	336,400	369,900	411,800
71	246,300	337,700	371,400	412,800
72	248,300	339,000	372,900	413,800
73	250,300	340,300	374,300	414,800
74	252,300	341,500	375,500	415,700
75	254,300	342,700	376,700	416,600
76	256,300	343,900	377,900	417,400
77	258,300	345,000	379,000	418,200
78	260,300	346,200	380,100	418,900
79	262,300	347,300	381,200	419,500
80	264,300	348,400	382,200	420,100
81	266,200	349,500	383,200	420,700
82	268,100	350,600	384,200	421,300
83	270,000	351,700	385,200	421,900
84	271,900	352,700	386,100	422,500
85	273,800	353,700	387,000	423,100
86	275,700	354,600	387,900	423,700

87	277,600	355,500	388,800	424,300
88	279,500	356,300	389,600	424,900
89	281,300	357,100	390,400	425,500
90	283,200	357,900	391,200	426,100
91	285,000	358,700	391,900	426,700
92	286,800	359,500	392,600	427,200
93	288,600	360,300	393,300	427,700
94	290,400	361,100	393,900	428,300
95	292,200	361,800	394,500	428,900
96	293,900	362,500	395,100	429,400
97	295,600	363,200	395,600	429,900
98	297,400	363,900	396,200	430,400
99	299,200	364,600	396,800	430,900
100	300,900	365,300	397,300	431,400
101	302,600	365,900	397,800	431,900
102	304,100	366,600	398,400	432,400
103	305,600	367,200	399,000	432,900
104	307,100	367,800	399,500	433,400
105	308,500	368,400	400,000	433,900
106	309,800	369,000	400,600	434,400
107	311,100	369,600	401,100	434,900
108	312,400	370,100	401,600	435,400
109	313,700	370,600	402,100	435,800
110	314,900	371,100	402,600	436,300
111	316,100	371,600	403,100	436,800
112	317,300	372,100	403,600	437,200
113	318,400	372,600	404,100	437,600
114	319,500	373,100	404,600	438,100
115	320,500	373,600	405,100	438,600
116	321,500	374,100	405,600	439,000
117	322,500	374,600	406,100	439,400
118	323,400	375,100	406,600	
119	324,300	375,600	407,100	
120	325,100	376,100	407,600	
121	325,900	376,500	408,000	

122	326,500	377,000	408,500
123	327,100	377,500	409,000
124	327,700	378,000	409,500
125	328,300	378,400	409,900
126	328,900	378,900	410,400
127	329,500	379,400	410,900
128	330,100	379,900	411,300
129	330,700	380,300	411,700
130	331,300	380,800	412,200
131	331,900	381,300	412,700
132	332,500	381,700	413,100
133	333,100	382,100	413,500
134	333,700	382,600	414,000
135	334,300	383,100	414,500
136	334,800	383,500	414,900
137	335,300	383,900	415,300
138	335,900		415,800
139	336,500		416,300
140	337,000		416,700
141	337,500		417,100
142	338,000		417,600
143	338,500		418,100
144	339,000		418,500
145	339,500		418,900
146	340,000		419,400
147	340,500		419,900
148	341,000		420,300
149	341,500		420,700
150	342,000		421,200
151	342,500		421,700
152	343,000		422,100
153	343,500		422,500
154	344,000		423,000
155	344,500		423,400
156	345,000		423,800

	157	345,500		424,200	
	158	346,000			
	159	346,500			
	160	346,900			
	161	347,300			
	162	347,800			
	163	348,300			
	164	348,700			
	165	349,100			
再任用職員		211,500	227,000	247,700	279,700

備考 この表は、自動車運転、専任当直、用務、作業又は給食調理の業務に従事する職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の福生市の一般職の職員の給与に関する条例第 11 条の 2 の規定の適用については、平成 20 年 3 月 31 日までの間、同条第 2 項中「100 分の 25」とあるのは「100 分の 39.3」とし、同条第 4 項中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 24.3」とする。

議案第 89 号

後期高齢者医療制度に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 21 日

提出者	大	野	聰
賛成者	奥	富	喜 一
"	加	藤	育 男
"	田	村	昌 巳
"	阿	南	育 子
"	青	海	俊 伯
"	大	野	悦 子
"	小	野	沢 久

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

後期高齢者医療制度に関する意見書

後期高齢者医療制度は平成 20 年 4 月から施行されることになる。この制度が始まると、75 歳以上のすべての高齢者は都道府県ごとに設立された後期高齢者医療制度に加入することになる。

東京都後期高齢者医療広域連合は、平成 19 年 11 月 20 日に行われた議会において、平均月額保険料が 7,500 円となることを示した。

これは、厚生労働省が試算した全国平均月額保険料 6,200 円を大幅に超えるものとなる。決定された保険料では、後期高齢者の生活に大きな影響を与え、ひいては市民生活にも不安を与えることが危惧される。

また、高齢化がますます進み、後期高齢者が長期にわたり増加しつづけるものと予想される昨今、今後の市財政にも大きな影響をもたらすことは必至の状況である。

よって、福生市議会は、後期高齢者が住みなれた地域や家庭の中で安心して暮らすことができる、後期高齢者医療制度の適切な実施と市財政の安定した運営を図るため、次の事項の実現を強く求めるものである。

- 1 後期高齢者医療制度の実施に伴い、広域連合が実施する保健（健診）事業について、区市町村団体における特定健診等と同様の健診体制の確保と財政支援を行うこと。
- 2 加入者の保険料は、生活実態に見合った負担となるよう、国及び東京都が必要な財政支援を講ずること。
- 3 必要な情報等については、市民はもとより、国及び東京都の責任において、各区市町村に速やかに提供し、制度への理解と円滑な運用に努めるとともに、制度の円滑な移行ができるよう十分配慮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 21 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫

内閣総理大臣

厚生労働大臣 様

東京都知事

「（仮称）東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催

に関する意見書

21世紀は環境の世紀と言われており、地球温暖化や居住環境悪化の防止という物質的な環境改善と同時に、心の豊かさや癒しといった精神的な充実感をもたらす環境創造も、人類社会の目指す新しいテーマである。その実現のためには、時代を超え、国や民族を超えて人々が誰でも共感できる花と緑の価値を今一度見直すことの重要性が問われる。

国際園芸博覧会は、この花と緑をモチーフとする国際的にも最も格式が高く、伝統あるイベントである。わが国ではこれまでに3回開催され、いずれも大いに人気を博し、多大な成果を地域に残してきた。

多摩地域は、平成25年に、東京都制施行70周年、東京都への多摩移管120周年、国営昭和記念公園の開園30周年、そして多摩国体の開催という、節目の年を迎える。この年を長く人々の記憶にとどめ、緑豊かな多摩地域の魅力を広く国内外に発信するために（仮称）東京多摩国際園芸博覧会を開催することは、「環境との調和」という時代の要請にも応えるものであると考える。

また、（仮称）東京多摩国際園芸博覧会の開催を機に、交通網などの都市インフラが整備されることにより、「理想的郊外」としての多摩地域の健全な発展が促進されるであろう。

そのほか、都市の緑を支える都市農業の振興、環境、バイオ分野などの新しい産業の隆興や新技術の開発。多くの観客が集まることでの地域の経済効果。東京多摩地域の知名度と国際化、市民との交流の実現など、（仮称）東京多摩国際園芸博覧会の開催が、福生市を含む多摩地域全体の発展に大きく貢献すると確信している。

よって、福生市議会は、東京都に対し、開催実現に向けて取り組んでいただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案第 90 号

「（仮称）東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催
に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 21 日

提出者	加	藤	育	男
賛成者	乙	津	豊	彦
〃	清	水	義	朋
〃	青	海	俊	伯
〃	大	野	悦	子
〃	田	村	正	秋

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

平成 19 年 12 月 21 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫

東京都知事 様

議案第 91 号

独立行政法人都市再生機構住宅（旧公団住宅）居住者の居住の安定に
関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 21 日

提出者	加 藤 育 男
賛成者	乙 津 豊 彦
〃	清 水 義 朋
〃	青 海 俊 伯
〃	大 野 悦 子
〃	田 村 正 秋

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

独立行政法人都市再生機構住宅（旧公団住宅）居住者の居住の安定に

関する意見書

平成 19 年 6 月 22 日に閣議決定された「規制改革推進のための 3 力年計画」は、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅事業に関して、現在の 77 万戸の規模は過大であるとした上で、次の措置を定め「平成 19 年度までに結論、結論を得しだい措置」を求めている。

措置としては、公営住宅階層の居住者が大半を占める物件は、地方公共団体への譲渡などについて協議する。建替制度について居住者の周辺団地等への転居や家賃減額の縮小を検討する。建替えに伴い生じる余剰地の売却により資産圧縮に努める。77 万戸の賃貸住宅について今後の削減目標数を明確にする。新規入居者との契約には定期借家契約を幅広く導入する。管理業務の民間委託を拡大し、業務の効率化とコスト削減を図る 6 項目の内容となっている。

旧公団住宅入居者は高齢化が進み、収入の上でも公営住宅階層が大半を占めており、高家賃に耐えながらも約 7 割の世帯が今の団地での永住を希望しており、かけがえのない生活のよりどころとなっている。

旧公団住宅を地方公共団体に譲渡しようとしているが、ほとんどの自治体も引き受けられない状態であり、民間への売却につながりかねず、旧公団住宅の存続を根底から危うくする内容となっている。

措置の内容は、旧公団住宅の居住の安定を脅かすものであり、次の事項について全力で取り組まれるよう要望する。

- 1 居住者の同意のない転居、住棟あるいは団地の売却を行わず、建替えに当たっては入居者の安定した継続居住を保障し、コミュニティの維持・形成に努めること。
- 2 旧公団住宅が住宅セーフティーネットとしての役割を果たすよう政府はその充実に努めること。
- 3 居住者の高齢化や収入低下の実態に配慮して現行の家賃制度及び改定ルールを

再検討し、家賃負担の軽減を図るとともに、高齢者向け優良賃貸住宅の拡充と子育て世帯の優先入居を促進すること。

- 4 異常な空き家状況をなくし、旧公団住宅への入居要望にこたえるため、高家賃を引き下げ、住宅の居住性能を向上させること。
- 5 政府は機構法付帯決議を初め国会諸決議を誠実に守り、その実現に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 21 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

国土交通大臣 様

衆議院議長

参議院議長

写

福 監 発 第 6 3 号
平成19年12月10日

福生市長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 高 橋 章 夫

平成19年10月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 11月29日(木)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成19年10月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 10月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、10月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 19 年 10 月分

平成 19 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本月末歳入累計額	収入率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 22,933,827	797,543,409	9,450,084,380	41.2	運 1,060,000,000
		1,927,352,332	10,633,376,109	46.4	△1,183,291,729
国 保 会 計	5,684,062	599,422,044	2,750,779,781	48.4	運 240,000,000
		465,656,061	2,963,968,168	52.1	△213,188,387
老人保健医療会計	3,054,766	276,560,341	1,613,027,161	52.8	40,879,151
		255,093,494	1,572,148,010	51.5	
下水道事業会計	2,055,246	183,383,277	952,295,534	46.3	82,726,830
		169,523,284	869,568,704	42.3	
介護保険会計	2,748,149	208,613,914	1,408,855,173	51.3	102,059,439
		260,217,085	1,306,795,734	47.6	
受託水道事業会計	466,836	25,822,889	181,794,337	38.9	47,771,275
		19,086,725	134,023,062	28.7	
合 計	36,942,886	2,091,345,874	16,356,836,366	44.3	運 1,300,000,000
		3,096,928,981	17,479,879,787	47.3	△1,123,043,421

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	67,317,150	446,866,200	454,190,462	59,992,888
都 税	244,690,069	179,504,183	244,690,069	179,504,183
合 計	312,007,219	626,370,383	698,880,531	239,497,071

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,668,607	0	0	116,668,607
庁舎建設基金	1,745,441,683	0	0	1,745,441,683
都市施設整備基金	1,388,630,501	0	0	1,388,630,501
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,698,725	0	0	352,698,725
財政調整基金	運△390,000,000 1,663,708,842	戻 150,000,000 0	運 1,060,000,000 0	運△1,300,000,000 1,663,708,842
学校施設等整備基金	1,451,952,564	0	0	1,451,952,564
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	11,166	積 36,634,862	0	36,646,028
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	6,000,000	返 4,455,686	貸 4,455,686	6,000,000
合 計	運△390,000,000 7,156,244,111	戻 150,000,000 41,090,548	運 1,060,000,000 4,455,686	運△1,300,000,000 7,192,878,973

・ 運は運用金 ・ 貸は貸付金 ・ 返は返済金 ・ 戻は戻入金 ・ 積は積立金

I 一般職の給与改定

(1) 給料級別平均額

ア 行政職給料表(一)

項目 級	表 上				実 質			
	現 行	改 定	引上額	改定率	現 行	改 定	引上額	改定率
1	224,500 円	222,793 円	▲ 1,707 円	▲ 0.76 %	190,000 円	190,629 円	629 円	0.33 %
2	288,768	285,149	▲ 3,619	▲ 1.25	243,920	241,961	▲ 1,959	▲ 0.80
3	323,056	318,874	▲ 4,182	▲ 1.29	324,234	319,718	▲ 4,516	▲ 1.39
4	364,728	359,023	▲ 5,705	▲ 1.56	409,994	403,315	▲ 6,679	▲ 1.63
5	390,797	384,744	▲ 6,053	▲ 1.55	441,302	434,013	▲ 7,289	▲ 1.65
6	415,307	409,909	▲ 5,398	▲ 1.30	459,156	453,022	▲ 6,134	▲ 1.34
7	446,242	440,218	▲ 6,024	▲ 1.35	478,500	471,936	▲ 6,564	▲ 1.37
平均	347,789	343,105	▲ 4,684	▲ 1.35	363,548	358,458	▲ 5,090	▲ 1.40

イ 行政職給料表(二)

項目 級	表 上				実 質			
	現 行	改 定	引上額	改定率	現 行	改 定	引上額	改定率
1	258,693 円	255,835 円	▲ 2,858 円	▲ 1.10 %	280,400 円	276,920 円	▲ 3,480 円	▲ 1.24 %
2	322,509	317,793	▲ 4,716	▲ 1.46	349,595	344,145	▲ 5,450	▲ 1.56
3	363,378	357,825	▲ 5,553	▲ 1.53	402,331	395,813	▲ 6,518	▲ 1.62
4	383,848	377,903	▲ 5,945	▲ 1.55				
平均	327,827	323,166	▲ 4,661	▲ 1.42	361,737	356,110	▲ 5,627	▲ 1.56

(2) 職員手当

ア 地域手当

	現 行	改 定	引上率
地域手当支給率	13 %	14.5 %	1.5 %

イ 期末勤勉手当

	現 行	改 定	引上月数
平成20年3月期期末手当支給月数	0.35 月	0.40 月	0.05 月

(3) 基準内給与(平均給与)

	現 行	改 定	引上額	改定率	備 考
給 料	363,379 円	358,216 円	▲ 5,163 円 (B)	▲ 1.18 %	B/A
扶 養	10,395	10,395	0 (C)	0	C/A
地 域	49,706	54,683	4,977 (D)	1.13	D/A
住 居	6,688	6,688	0	0	
管 理 職	8,632	8,516	▲ 116 (E)	▲ 0.03	E/A
計	438,800 (A)	438,498	▲ 302 (F)	▲ 0.07	F/A

(4) 初任給

	現 行	改 定	引上額	改定率
初級(高卒程度)	142,700 円	142,700 円	0 円	0.0 %
中級(短卒程度)	154,800	154,800	0	0.0
上級(大卒程度)	179,200	181,200	2,000	1.1

II 期末・勤勉手当の支給割合の改正

		現 行	改 定	引上月数
期末手当	6月期	1.40月	1.50月	0.10月
	12月期	1.50月	1.55月	0.05月
	3月期	0.40月	0.25月	▲0.15月
勤勉手当	6月期	0.60月	0.60月	-
	12月期	0.60月	0.60月	-
期末勤勉手当 合計	6月期	2.00月	2.10月	0.10月
	12月期	2.10月	2.15月	0.05月
	3月期	0.40月	0.25月	▲0.15月
年間支給月数		4.50月	4.50月	-

III 実施時期 平成20年1月1日

19年度行政職給料表(一)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

1 級										2 級										3 級										4 級									
号給	現 行 金 額	改 定 金 額	引上額	引上率 %	号給	現 行 金 額	改 定 金 額	引上額	引上率 %	号給	現 行 金 額	改 定 金 額	引上額	引上率 %	号給	現 行 金 額	改 定 金 額	引上額	引上率 %	号給	現 行 金 額	改 定 金 額	引上額	引上率 %															
1	11	1,383	11	0	0.0	1	20	1,682	20	1,681	1	20	2,039	20	2,037	1	21	2,319	20	2,290	1	21	2,319	20	2,290														
2	11	1,394	11	0	0.0	2	20	1,702	20	1,701	2	21	2,059	20	2,057	2	22	2,340	22	2,310	2	22	2,340	22	2,310														
3	11	1,405	11	0	0.0	3	21	1,722	20	1,721	3	21	2,080	21	2,077	3	22	2,362	22	2,332	3	22	2,362	22	2,332														
4	11	1,416	11	0	0.0	4	20	1,743	20	1,741	4	21	2,101	21	2,098	4	22	2,384	21	2,354	4	22	2,384	21	2,354														
5	11	1,427	11	0	0.0	5	20	1,763	20	1,761	5	20	2,122	20	2,119	5	21	2,406	21	2,375	5	21	2,406	21	2,375														
6	11	1,438	11	0	0.0	6	21	1,783	20	1,781	6	21	2,142	20	2,139	6	22	2,427	22	2,396	6	22	2,427	22	2,396														
7	11	1,449	11	0	0.0	7	21	1,804	21	1,801	7	21	2,163	21	2,159	7	22	2,449	22	2,418	7	22	2,449	22	2,418														
8	11	1,460	11	0	0.0	8	21	1,825	21	1,822	8	21	2,184	21	2,180	8	22	2,471	21	2,440	8	22	2,471	21	2,440														
9	11	1,471	11	0	0.0	9	21	1,846	21	1,843	9	21	2,205	21	2,201	9	21	2,493	21	2,461	9	21	2,493	21	2,461														
10	11	1,482	11	0	0.0	10	20	1,867	20	1,864	10	22	2,226	21	2,222	10	22	2,514	22	2,482	10	22	2,514	22	2,482														
11	11	1,493	11	0	0.0	11	21	1,887	21	1,884	11	22	2,248	21	2,243	11	23	2,536	22	2,504	11	23	2,536	22	2,504														
12	11	1,504	11	0	0.0	12	21	1,908	20	1,905	12	22	2,270	21	2,264	12	23	2,559	22	2,526	12	23	2,559	22	2,526														
13	14	1,515	14	0	0.0	13	21	1,929	21	1,925	13	21	2,292	21	2,285	13	23	2,582	22	2,548	13	23	2,582	22	2,548														
14	14	1,529	14	0	0.0	14	21	1,950	21	1,946	14	22	2,313	21	2,306	14	22	2,605	22	2,570	14	22	2,605	22	2,570														
15	14	1,543	14	0	0.0	15	20	1,971	20	1,967	15	22	2,335	21	2,327	15	23	2,627	23	2,592	15	23	2,627	23	2,592														
16	15	1,557	15	0	0.0	16	21	1,991	20	1,987	16	22	2,357	21	2,348	16	23	2,650	22	2,615	16	23	2,650	22	2,615														
(17)	46	1,548	46	0	0.0	17	21	2,012	21	2,007	17	21	2,379	21	2,369	17	23	2,673	23	2,637	17	23	2,673	23	2,637														
17	22	1,572	22	0	0.0	18	21	2,033	21	2,028	18	22	2,400	21	2,390	18	22	2,696	22	2,660	18	22	2,696	22	2,660														
18	22	1,594	22	0	0.0	19	20	2,054	20	2,049	19	22	2,422	21	2,411	19	23	2,718	22	2,682	19	23	2,718	22	2,682														
19	23	1,616	23	0	0.0	20	20	2,075	20	2,069	20	22	2,444	21	2,432	20	23	2,741	23	2,704	20	23	2,741	23	2,704														
20	23	1,639	23	0	0.0	21	21	2,095	21	2,089	21	21	2,466	21	2,453	21	23	2,764	23	2,727	21	23	2,764	23	2,727														
21	20	1,662	20	0	0.0	22	21	2,116	21	2,110	22	22	2,487	21	2,474	22	23	2,787	22	2,750	22	23	2,787	22	2,750														
22	20	1,682	20	0	0.0	23	21	2,137	20	2,131	23	22	2,509	21	2,495	23	23	2,810	22	2,772	23	23	2,810	22	2,772														
23	20	1,702	20	0	0.0	24	20	2,158	20	2,151	24	22	2,531	21	2,516	24	24	2,833	23	2,794	24	24	2,833	23	2,794														
24	20	1,722	20	0	0.0	25	21	2,178	21	2,171	25	22	2,553	21	2,537	25	23	2,857	23	2,817	25	23	2,857	23	2,817														
25	21	1,742	21	0	0.0	26	21	2,199	20	2,192	26	22	2,575	21	2,558	26	24	2,880	23	2,840	26	24	2,880	23	2,840														
26	20	1,763	20	0	0.0	27	21	2,220	20	2,212	27	22	2,597	21	2,579	27	24	2,904	23	2,863	27	24	2,904	23	2,863														
27	21	1,783	21	0	0.0	28	22	2,241	21	2,232	28	22	2,619	21	2,600	28	24	2,928	24	2,886	28	24	2,928	24	2,886														
28	21	1,804	20	0	0.0	29	22	2,263	21	2,253	29	23	2,641	22	2,621	29	24	2,952	24	2,910	29	24	2,952	24	2,910														
(29)	54	1,792	33	1.1	0.0	30	22	2,285	21	2,274	30	23	2,664	22	2,643	30	24	2,976	23	2,934	30	24	2,976	23	2,934														
29	21	1,825	21	0	0.1	31	22	2,307	21	2,295	31	22	2,687	21	2,665	31	23	3,000	23	2,957	31	23	3,000	23	2,957														
30	21	1,846	20	0	0.1	32	21	2,329	20	2,316	32	22	2,709	21	2,686	32	24	3,023	24	2,980	32	24	3,023	24	2,980														
31	20	1,867	20	0	0.1	33	22	2,350	21	2,336	33	22	2,731	21	2,707	33	24	3,047	24	3,004	33	24	3,047	24	3,004														
32	21	1,887	21	0	0.1	34	22	2,372	21	2,357	34	22	2,753	21	2,728	34	24	3,071	23	3,028	34	24	3,071	23	3,028														
33	21	1,908	20	0	0.1	35	22	2,394	21	2,378	35	22	2,775	21	2,749	35	24	3,095	24	3,051	35	24	3,095	24	3,051														
34	21	1,929	21	0	0.2	36	21	2,416	20	2,399	36	21	2,797	20	2,770	36	23	3,119	23	3,075	36	23	3,119	23	3,075														
35	21	1,950	21	0	0.2	37	21	2,437	20	2,419	37	22	2,818	21	2,790	37	24	3,142	23	3,098	37	24	3,142	23	3,098														
36	20	1,971	20	0	0.2	38	22	2,458	21	2,439	38	22	2,840	21	2,811	38	24	3,166	23	3,121	38	24	3,166	23	3,121														
37	21	1,991	20	0	0.2	39	22	2,480	21	2,460	39	22	2,862	21	2,832	39	24	3,190	24	3,144	39	24	3,190	24	3,144														
38	21	2,012	20	0	0.2	40	21	2,502	20	2,481	40	21	2,884	20	2,853	40	25	3,214	25	3,168	40	25	3,214	25	3,168														
39	21	2,033	20	0	0.2	41	21	2,523	20	2,501	41	21	2,905	20	2,873	41	25	3,239	24	3,193	41	25	3,239	24	3,193														
40	20	2,054	20	0	0.3	42	21	2,544	20	2,521	42	22	2,926	21	2,893	42	24	3,264	24	3,217	42	24	3,264	24	3,217														
41	19	2,074	19	0	0.3	43	21	2,565	20	2,541	43	21	2,948	20	2,914	43	24	3,288	24	3,241	43	24	3,288	24	3,241														
42	20	2,093	19	0	0.3	44	20	2,586	19	2,561	44	21	2,969	20	2,934	44	24	3,312	23	3,265	44	24	3,312	23	3,265														
43	20	2,113	19	0	0.3	45	21	2,606	20	2,580	45	21	2,990	20	2,954	45	24	3,336	23	3,288	45	24	3,336	23	3,288														
44	20	2,133	19	0	0.4	46	21	2,627	20	2,600	46	21	3,011	20	2,974	46	24	3,360	23	3,311	46	24	3,360	23	3,311														
45	20	2,153	19	0	0.4	47	21	2,648	20	2,620	47	20	3,032	19	2,994	47	24	3,384	23	3,334	47	24	3,384	23	3,334														
46	19	2,173	19	0	0.5	48	20	2,669	19	2,640	48	21	3,052	20	3,013	48	24	3,408	23	3,357	48	24	3,408	23	3,357														
47	20	2,192	19	0	0.5	49	20	2,689	19	2,659	49	21	3,073	20	3,033	49	24	3,432	23	3,380	49	24	3,432	23	3,380														
48	20	2,212	19	0	0.5	50	20	2,709	19	2,678	50	21	3,094	20	3,053	50	24	3,456	23	3,403	50	24	3,456	23	3,403														

19年度 行政職給料表(一)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

1 級					2 級					3 級					4 級				
号給	現行 金額	改定 金額	引上額	引上率 %	号給	現行 金額	改定 金額	引上額	引上率 %	号給	現行 金額	改定 金額	引上額	引上率 %	号給	現行 金額	改定 金額	引上額	引上率 %
49	2,232	2,220	△ 12	△ 0.5	51	2,729	2,697	△ 32	△ 1.2	51	3,115	3,073	△ 42	△ 1.3	51	3,480	3,426	△ 54	△ 1.6
50	2,252	2,239	△ 13	△ 0.6	52	2,749	2,716	△ 33	△ 1.2	52	3,136	3,093	△ 43	△ 1.4	52	3,504	3,449	△ 55	△ 1.6
51	2,272	2,258	△ 14	△ 0.6	53	2,769	2,735	△ 34	△ 1.2	53	3,156	3,112	△ 44	△ 1.4	53	3,524	3,472	△ 56	△ 1.6
52	2,292	2,277	△ 15	△ 0.7	54	2,789	2,754	△ 35	△ 1.3	54	3,177	3,132	△ 45	△ 1.4	54	3,552	3,495	△ 57	△ 1.6
53	2,311	2,295	△ 16	△ 0.7	55	2,809	2,773	△ 36	△ 1.3	55	3,197	3,151	△ 46	△ 1.4	55	3,576	3,519	△ 57	△ 1.6
54	2,330	2,314	△ 16	△ 0.7	56	2,828	2,792	△ 36	△ 1.3	56	3,217	3,171	△ 46	△ 1.4	56	3,599	3,542	△ 57	△ 1.6
55	2,349	2,333	△ 16	△ 0.7	57	2,847	2,810	△ 37	△ 1.3	57	3,237	3,191	△ 46	△ 1.4	57	3,622	3,564	△ 58	△ 1.6
56	2,368	2,352	△ 16	△ 0.7	58	2,866	2,828	△ 38	△ 1.3	58	3,257	3,211	△ 46	△ 1.4	58	3,644	3,586	△ 58	△ 1.6
57	2,387	2,370	△ 17	△ 0.7	59	2,885	2,846	△ 39	△ 1.4	59	3,276	3,229	△ 47	△ 1.4	59	3,666	3,607	△ 59	△ 1.6
58	2,406	2,389	△ 17	△ 0.7	60	2,904	2,864	△ 40	△ 1.4	60	3,295	3,247	△ 48	△ 1.5	60	3,687	3,628	△ 59	△ 1.6
59	2,425	2,408	△ 17	△ 0.7	61	2,923	2,882	△ 41	△ 1.4	61	3,314	3,265	△ 49	△ 1.5	61	3,708	3,648	△ 60	△ 1.6
60	2,444	2,427	△ 17	△ 0.7	62	2,941	2,900	△ 41	△ 1.4	62	3,332	3,282	△ 50	△ 1.5	62	3,729	3,669	△ 60	△ 1.6
61	2,463	2,445	△ 18	△ 0.7	63	2,960	2,918	△ 42	△ 1.4	63	3,350	3,300	△ 50	△ 1.5	63	3,750	3,689	△ 61	△ 1.6
62	2,482	2,463	△ 19	△ 0.8	64	2,979	2,936	△ 43	△ 1.4	64	3,368	3,318	△ 50	△ 1.5	64	3,770	3,709	△ 61	△ 1.6
63	2,501	2,482	△ 19	△ 0.8	65	2,997	2,953	△ 44	△ 1.5	65	3,386	3,335	△ 51	△ 1.5	65	3,790	3,729	△ 61	△ 1.6
64	2,520	2,500	△ 20	△ 0.8	66	3,015	2,971	△ 44	△ 1.5	66	3,404	3,352	△ 52	△ 1.5	66	3,810	3,749	△ 61	△ 1.6
65	2,539	2,518	△ 21	△ 0.8	67	3,033	2,989	△ 44	△ 1.5	67	3,422	3,369	△ 53	△ 1.5	67	3,830	3,768	△ 62	△ 1.6
66	2,556	2,534	△ 22	△ 0.9	68	3,051	3,006	△ 45	△ 1.5	68	3,440	3,386	△ 54	△ 1.6	68	3,850	3,787	△ 63	△ 1.6
67	2,573	2,550	△ 23	△ 0.9	69	3,069	3,023	△ 46	△ 1.5	69	3,458	3,403	△ 55	△ 1.6	69	3,869	3,806	△ 63	△ 1.6
68	2,590	2,566	△ 24	△ 0.9	70	3,087	3,041	△ 46	△ 1.5	70	3,475	3,420	△ 55	△ 1.6	70	3,884	3,820	△ 64	△ 1.6
69	2,607	2,582	△ 25	△ 1.0	71	3,105	3,058	△ 47	△ 1.5	71	3,492	3,437	△ 55	△ 1.6	71	3,898	3,834	△ 64	△ 1.6
70	2,624	2,598	△ 26	△ 1.0	72	3,123	3,075	△ 48	△ 1.5	72	3,510	3,454	△ 56	△ 1.6	72	3,911	3,847	△ 64	△ 1.6
71	2,641	2,614	△ 27	△ 1.0	73	3,141	3,092	△ 49	△ 1.6	73	3,528	3,471	△ 57	△ 1.6	73	3,924	3,860	△ 64	△ 1.6
72	2,657	2,629	△ 28	△ 1.1	74	3,159	3,109	△ 50	△ 1.6	74	3,545	3,488	△ 57	△ 1.6	74	3,937	3,873	△ 64	△ 1.6
73	2,673	2,644	△ 29	△ 1.1	75	3,176	3,126	△ 50	△ 1.6	75	3,561	3,504	△ 57	△ 1.6	75	3,950	3,886	△ 64	△ 1.6
74	2,689	2,659	△ 30	△ 1.1	76	3,194	3,143	△ 51	△ 1.6	76	3,577	3,520	△ 57	△ 1.6	76	3,963	3,899	△ 64	△ 1.6
75	2,705	2,674	△ 31	△ 1.1	77	3,211	3,159	△ 52	△ 1.6	77	3,593	3,536	△ 57	△ 1.6	77	3,976	3,912	△ 64	△ 1.6
76	2,721	2,689	△ 32	△ 1.2	78	3,227	3,175	△ 52	△ 1.6	78	3,607	3,550	△ 57	△ 1.6	78	3,986	3,922	△ 64	△ 1.6
77	2,737	2,704	△ 33	△ 1.2	79	3,243	3,191	△ 52	△ 1.6	79	3,621	3,564	△ 57	△ 1.6	79	3,996	3,931	△ 65	△ 1.6
78	2,753	2,719	△ 34	△ 1.2	80	3,258	3,206	△ 52	△ 1.6	80	3,635	3,577	△ 58	△ 1.6	80	4,006	3,941	△ 65	△ 1.6
79	2,769	2,734	△ 35	△ 1.3	81	3,273	3,221	△ 52	△ 1.6	81	3,648	3,590	△ 58	△ 1.6	81	4,016	3,950	△ 66	△ 1.6
80	2,785	2,749	△ 36	△ 1.3	82	3,288	3,236	△ 52	△ 1.6	82	3,659	3,601	△ 58	△ 1.6	82	4,025	3,959	△ 66	△ 1.6
81	2,801	2,764	△ 37	△ 1.3	83	3,303	3,251	△ 52	△ 1.6	83	3,670	3,612	△ 58	△ 1.6	83	4,034	3,968	△ 66	△ 1.6
82	2,817	2,779	△ 38	△ 1.3	84	3,318	3,265	△ 53	△ 1.6	84	3,681	3,623	△ 58	△ 1.6	84	4,043	3,977	△ 66	△ 1.6
83	2,833	2,794	△ 39	△ 1.4	85	3,332	3,279	△ 53	△ 1.6	85	3,692	3,634	△ 58	△ 1.6	85	4,052	3,986	△ 66	△ 1.6
84	2,849	2,809	△ 40	△ 1.4	86	3,344	3,290	△ 54	△ 1.6	86	3,702	3,644	△ 58	△ 1.6	86	4,061	3,995	△ 66	△ 1.6
85	2,865	2,824	△ 41	△ 1.4	87	3,356	3,301	△ 55	△ 1.6	87	3,712	3,654	△ 58	△ 1.6	87	4,070	4,004	△ 66	△ 1.6
86	2,881	2,839	△ 42	△ 1.5	88	3,367	3,312	△ 55	△ 1.6	88	3,722	3,663	△ 59	△ 1.6	88	4,079	4,013	△ 66	△ 1.6
87	2,896	2,854	△ 42	△ 1.5	89	3,378	3,323	△ 55	△ 1.6	89	3,731	3,672	△ 59	△ 1.6	89	4,088	4,022	△ 66	△ 1.6
88	2,911	2,868	△ 43	△ 1.5	90	3,389	3,334	△ 55	△ 1.6	90	3,739	3,680	△ 59	△ 1.6	90	4,095	4,029	△ 66	△ 1.6
89	2,926	2,883	△ 43	△ 1.5	91	3,400	3,344	△ 56	△ 1.6	91	3,747	3,688	△ 59	△ 1.6	91	4,102	4,036	△ 66	△ 1.6
90	2,941	2,897	△ 44	△ 1.5	92	3,410	3,354	△ 56	△ 1.6	92	3,754	3,695	△ 59	△ 1.6	92	4,109	4,043	△ 66	△ 1.6
91	2,956	2,911	△ 45	△ 1.5	93	3,420	3,364	△ 56	△ 1.6	93	3,761	3,702	△ 59	△ 1.6	93	4,116	4,050	△ 66	△ 1.6
92	2,971	2,925	△ 46	△ 1.5	94	3,428	3,372	△ 56	△ 1.6	94	3,767	3,708	△ 59	△ 1.6	94	4,122	4,056	△ 66	△ 1.6
93	2,985	2,939	△ 46	△ 1.5	95	3,436	3,380	△ 56	△ 1.6	95	3,773	3,714	△ 59	△ 1.6	95	4,128	4,062	△ 66	△ 1.6
94	2,999	2,953	△ 46	△ 1.5	96	3,444	3,388	△ 56	△ 1.6	96	3,779	3,720	△ 59	△ 1.6	96	4,134	4,068	△ 66	△ 1.6
95	3,013	2,967	△ 46	△ 1.5	97	3,452	3,396	△ 56	△ 1.6	97	3,785	3,725	△ 60	△ 1.6	97	4,140	4,074	△ 66	△ 1.6
96	3,027	2,980	△ 47	△ 1.6	98	3,457	3,401	△ 56	△ 1.6	98	3,790	3,730	△ 60	△ 1.6	98	4,146	4,080	△ 66	△ 1.6
97	3,041	2,993	△ 48	△ 1.6	99	3,462	3,406	△ 56	△ 1.6	99	3,795	3,735	△ 60	△ 1.6	99	4,152	4,086	△ 66	△ 1.6
98	3,052	3,004	△ 48	△ 1.6	100	3,466	3,410	△ 56	△ 1.6	100	3,800	3,740	△ 60	△ 1.6	100	4,158	4,092	△ 66	△ 1.6

19年度 行政職給料表(一)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

号給	1 級				2 級				3 級				4 級			
	現行 金額	改定 金額	引上率 %	号給	現行 金額	改定 金額	引上率 %	号給	現行 金額	改定 金額	引上率 %	号給	現行 金額	改定 金額	引上率 %	号給
99	3,063	3,015	△ 48	101	3,470	3,414	△ 56	101	3,805	3,745	△ 60	101	4,164	4,098	△ 66	101
100	3,074	3,026	△ 48	102	3,474	3,418	△ 56	102	3,810	3,750	△ 60	102	4,170	4,104	△ 66	102
101	3,085	3,037	△ 48	103	3,478	3,422	△ 56	103	3,815	3,755	△ 60	103	4,176	4,110	△ 66	103
				104	3,482	3,426	△ 56	104	3,820	3,760	△ 60	104	4,182	4,116	△ 66	104
				105	3,486	3,430	△ 56	105	3,825	3,764	△ 61	105	4,188	4,121	△ 67	105
				106	3,490	3,434	△ 56	106	3,829	3,768	△ 61	106	4,194	4,126	△ 67	106
				107	3,494	3,438	△ 56	107	3,833	3,772	△ 61	107	4,200	4,131	△ 69	107
				108	3,498	3,442	△ 56	108	3,837	3,776	△ 61	108	4,206	4,137	△ 69	108
				109	3,502	3,446	△ 56	109	3,841	3,780	△ 61	109	4,212	4,143	△ 69	109
				110	3,506	3,450	△ 56	110	3,845	3,784	△ 61	110	4,218	4,149	△ 69	110
				111	3,510	3,454	△ 56	111	3,849	3,788	△ 61	111	4,224	4,155	△ 69	111
				112	3,514	3,458	△ 56	112	3,853	3,792	△ 61	112	4,230	4,160	△ 70	112
				113	3,518	3,462	△ 56	113	3,857	3,796	△ 61	113	4,236	4,165	△ 71	113
				114	3,522	3,466	△ 56	114	3,861	3,800	△ 61	114	4,241	4,170	△ 71	114
				115	3,526	3,470	△ 56	115	3,865	3,804	△ 61	115	4,246	4,175	△ 71	115
				116	3,530	3,474	△ 56	116	3,869	3,808	△ 61	116	4,251	4,180	△ 71	116
				117	3,534	3,478	△ 56	117	3,873	3,812	△ 61	117	4,256	4,185	△ 71	117
				118	3,538	3,482	△ 56	118	3,877	3,816	△ 61	118	4,261	4,190	△ 71	118
				119	3,542	3,486	△ 56	119	3,881	3,820	△ 61	119	4,266	4,195	△ 71	119
				120	3,546	3,490	△ 56	120	3,885	3,824	△ 61	120	4,271	4,200	△ 71	120
				121	3,550	3,494	△ 56	121	3,889	3,828	△ 61	121	4,276	4,205	△ 71	121
				122	3,554	3,498	△ 56	122	3,893	3,832	△ 61	122	4,281	4,210	△ 71	122
				123	3,558	3,502	△ 56	123	3,897	3,836	△ 61	123	4,286	4,215	△ 71	123
				124	3,562	3,506	△ 56	124	3,901	3,840	△ 61	124	4,291	4,220	△ 71	124
				125	3,566	3,510	△ 56	125	3,905	3,844	△ 61	125	4,296	4,225	△ 71	125
				126	3,570	3,514	△ 56	126	3,909	3,848	△ 61	126	4,301	4,230	△ 71	126
				127	3,574	3,518	△ 56	127	3,913	3,852	△ 61	127	4,306	4,234	△ 72	127
				128	3,578	3,522	△ 56	128	3,917	3,856	△ 61	128	4,311	4,239	△ 72	128
				129	3,582	3,526	△ 56	129	3,921	3,860	△ 61	129	4,316	4,243	△ 73	129
				130	3,586	3,530	△ 56	130				130	4,321	4,248	△ 73	130
				131	3,590	3,534	△ 56	131				131	4,326	4,253	△ 73	131
				132	3,594	3,538	△ 56	132				132	4,331	4,257	△ 74	132
				133	3,598	3,542	△ 56	133				133	4,335	4,261	△ 74	133
												134	4,339	4,265	△ 74	134
												135	4,344	4,270	△ 74	135
												136	4,348	4,274	△ 74	136
												137	4,353	4,279	△ 74	137
												138	4,358	4,284	△ 74	138
												139	4,363	4,289	△ 74	139
												140	4,367	4,293	△ 74	140
												141	4,371	4,297	△ 74	141

(単位:百円)

1 級				2 級				3 級				4 級			
再任用職員	1,798	1,773	△ 25	2,138	2,108	△ 30	2,486	2,451	△ 35	2,857	2,811	△ 46	3,211	3,165	△ 46

19年度 行政職給料表(一)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

5 級										6 級				7 級			
号給	現 行		引上額	引上率 %	号給	現 行		引上額	引上率 %	号給	現 行		引上額	引上率 %			
	間差	金額				間差	金額				間差	金額					
1	22	2,687	△ 34	△ 1.3	1	25	2,996	△ 37	△ 1.2	1	26	3,529	△ 47	△ 1.3			
2	23	2,709	△ 34	△ 1.3	2	25	3,021	△ 37	△ 1.2	2	27	3,555	△ 47	△ 1.3			
3	23	2,732	△ 35	△ 1.3	3	25	3,046	△ 37	△ 1.2	3	27	3,582	△ 47	△ 1.3			
4	23	2,755	△ 35	△ 1.3	4	25	3,071	△ 37	△ 1.2	4	27	3,609	△ 47	△ 1.3			
5	22	2,778	△ 35	△ 1.3	5	26	3,096	△ 37	△ 1.2	5	27	3,636	△ 47	△ 1.3			
6	23	2,800	△ 35	△ 1.3	6	26	3,122	△ 38	△ 1.2	6	27	3,663	△ 47	△ 1.3			
7	24	2,823	△ 36	△ 1.3	7	25	3,148	△ 39	△ 1.2	7	27	3,690	△ 47	△ 1.3			
8	24	2,847	△ 37	△ 1.3	8	25	3,173	△ 39	△ 1.2	8	28	3,717	△ 47	△ 1.3			
9	24	2,871	△ 37	△ 1.3	9	26	3,198	△ 39	△ 1.2	9	27	3,745	△ 48	△ 1.3			
10	24	2,895	△ 38	△ 1.3	10	26	3,224	△ 40	△ 1.2	10	28	3,772	△ 48	△ 1.3			
11	24	2,919	△ 38	△ 1.3	11	26	3,250	△ 40	△ 1.2	11	28	3,800	△ 49	△ 1.3			
12	25	2,943	△ 38	△ 1.3	12	27	3,276	△ 40	△ 1.2	12	28	3,828	△ 49	△ 1.3			
13	25	2,968	△ 39	△ 1.3	13	26	3,303	△ 40	△ 1.2	13	28	3,856	△ 49	△ 1.3			
14	25	2,993	△ 39	△ 1.3	14	27	3,329	△ 40	△ 1.2	14	28	3,884	△ 49	△ 1.3			
15	24	3,018	△ 40	△ 1.3	15	27	3,356	△ 41	△ 1.2	15	29	3,912	△ 49	△ 1.3			
16	25	3,042	△ 40	△ 1.3	16	27	3,383	△ 42	△ 1.2	16	29	3,941	△ 50	△ 1.3			
17	25	3,067	△ 41	△ 1.3	17	26	3,410	△ 42	△ 1.2	17	29	3,970	△ 50	△ 1.3			
18	25	3,092	△ 42	△ 1.4	18	27	3,436	△ 42	△ 1.2	18	30	3,999	△ 50	△ 1.3			
19	24	3,117	△ 43	△ 1.4	19	27	3,463	△ 42	△ 1.2	19	30	4,029	△ 51	△ 1.3			
20	25	3,141	△ 43	△ 1.4	20	27	3,490	△ 43	△ 1.2	20	30	4,059	△ 52	△ 1.3			
21	25	3,166	△ 43	△ 1.4	21	26	3,517	△ 43	△ 1.2	21	30	4,089	△ 52	△ 1.3			
22	25	3,191	△ 44	△ 1.4	22	27	3,543	△ 43	△ 1.2	22	31	4,119	△ 52	△ 1.3			
23	24	3,216	△ 44	△ 1.4	23	27	3,570	△ 43	△ 1.2	23	31	4,150	△ 53	△ 1.3			
24	25	3,240	△ 44	△ 1.4	24	27	3,597	△ 43	△ 1.2	24	31	4,181	△ 54	△ 1.3			
25	25	3,265	△ 45	△ 1.4	25	28	3,624	△ 43	△ 1.2	25	29	4,212	△ 55	△ 1.3			
26	25	3,290	△ 46	△ 1.4	26	28	3,652	△ 44	△ 1.2	26	29	4,241	△ 55	△ 1.3			
27	24	3,315	△ 47	△ 1.4	27	27	3,680	△ 44	△ 1.2	27	29	4,270	△ 55	△ 1.3			
28	25	3,339	△ 47	△ 1.4	28	26	3,707	△ 45	△ 1.2	28	28	4,299	△ 56	△ 1.3			
29	25	3,364	△ 47	△ 1.4	29	27	3,733	△ 45	△ 1.2	29	28	4,327	△ 56	△ 1.3			
30	25	3,389	△ 47	△ 1.4	30	27	3,760	△ 45	△ 1.2	30	28	4,355	△ 56	△ 1.3			
31	25	3,414	△ 47	△ 1.4	31	27	3,787	△ 45	△ 1.2	31	28	4,383	△ 56	△ 1.3			
32	26	3,439	△ 47	△ 1.4	32	27	3,814	△ 45	△ 1.2	32	28	4,411	△ 56	△ 1.3			
33	26	3,465	△ 48	△ 1.4	33	26	3,841	△ 46	△ 1.2	33	23	4,439	△ 56	△ 1.3			
34	26	3,491	△ 48	△ 1.4	34	27	3,867	△ 46	△ 1.2	34	23	4,467	△ 56	△ 1.3			
35	26	3,517	△ 49	△ 1.4	35	27	3,894	△ 46	△ 1.2	35	23	4,495	△ 57	△ 1.3			
36	25	3,543	△ 50	△ 1.4	36	27	3,921	△ 47	△ 1.2	36	23	4,523	△ 57	△ 1.3			
37	25	3,568	△ 50	△ 1.4	37	26	3,948	△ 48	△ 1.2	37	20	4,551	△ 57	△ 1.3			
38	25	3,593	△ 51	△ 1.4	38	26	3,974	△ 48	△ 1.2	38	20	4,579	△ 58	△ 1.3			
39	25	3,618	△ 52	△ 1.4	39	26	4,000	△ 48	△ 1.2	39	19	4,607	△ 59	△ 1.3			
40	24	3,643	△ 53	△ 1.5	40	26	4,026	△ 48	△ 1.2	40	18	4,635	△ 59	△ 1.3			
41	25	3,667	△ 54	△ 1.5	41	26	4,052	△ 48	△ 1.2	41	16	4,663	△ 60	△ 1.3			
42	24	3,692	△ 55	△ 1.5	42	26	4,078	△ 48	△ 1.2	42	16	4,691	△ 60	△ 1.3			
43	25	3,716	△ 56	△ 1.5	43	26	4,104	△ 48	△ 1.2	43	16	4,719	△ 60	△ 1.3			
44	24	3,741	△ 57	△ 1.5	44	26	4,130	△ 48	△ 1.2	44	15	4,747	△ 61	△ 1.3			
45	24	3,765	△ 58	△ 1.5	45	25	4,156	△ 49	△ 1.2	45	13	4,775	△ 62	△ 1.3			
46	24	3,789	△ 58	△ 1.5	46	26	4,181	△ 49	△ 1.2	46	12	4,803	△ 62	△ 1.3			
47	24	3,813	△ 59	△ 1.5	47	26	4,207	△ 49	△ 1.2	47	13	4,831	△ 62	△ 1.3			
48	23	3,837	△ 59	△ 1.5	48	25	4,233	△ 50	△ 1.2	48	12	4,859	△ 62	△ 1.3			
49	24	3,860	△ 59	△ 1.5	49	21	4,258	△ 50	△ 1.2	49	9	4,887	△ 62	△ 1.3			
50	24	3,884	△ 60	△ 1.5	50	21	4,279	△ 50	△ 1.2	50	9	4,915	△ 62	△ 1.3			

19年度 行政職給料表(一)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

5 級					6 級					7 級				
号給	現行	改定	引上額	引上率	号給	現行	改定	引上額	引上率	号給	現行	改定	引上額	引上率
間差	金額	間差	金額	%	間差	金額	間差	金額	%	間差	金額	間差	金額	%
51	24	3,908	24	△ 1.5	20	4,300	20	4,250	△ 1.2	51	9	4,739	8	4,677
52	23	3,932	23	△ 1.5	20	4,320	20	4,270	△ 1.2	52	8	4,748	8	4,685
53	22	3,955	21	△ 1.5	17	4,340	16	4,290	△ 1.2	53	8	4,756	7	4,693
54	22	3,977	21	△ 1.5	17	4,357	17	4,306	△ 1.2	54	8	4,764	7	4,700
55	22	3,999	21	△ 1.6	16	4,374	16	4,323	△ 1.2	55	7	4,772	7	4,707
56	21	4,021	21	△ 1.6	16	4,390	15	4,339	△ 1.2	56	7	4,779	6	4,714
57	16	4,042	16	△ 1.6	14	4,406	14	4,354	△ 1.2	57	6	4,786	6	4,720
58	16	4,058	15	△ 1.6	14	4,420	14	4,368	△ 1.2	58	6	4,792	6	4,726
59	16	4,074	15	△ 1.6	14	4,434	13	4,382	△ 1.2	59	6	4,798	6	4,732
60	16	4,090	15	△ 1.6	14	4,448	13	4,395	△ 1.2	60	6	4,804	6	4,738
61	15	4,106	15	△ 1.6	10	4,462	10	4,408	△ 1.2	61	6	4,810	5	4,744
62	14	4,121	14	△ 1.6	10	4,472	10	4,418	△ 1.2	62	6	4,816	5	4,749
63	14	4,135	14	△ 1.6	10	4,482	10	4,428	△ 1.2	63	6	4,822	5	4,754
64	14	4,149	14	△ 1.6	10	4,492	9	4,438	△ 1.2	64	6	4,828	5	4,759
65	13	4,163	13	△ 1.6	10	4,502	9	4,447	△ 1.2	65	6	4,834	5	4,764
66	13	4,176	13	△ 1.6	10	4,512	9	4,456	△ 1.2	66	6	4,840	5	4,769
67	13	4,189	12	△ 1.6	10	4,522	10	4,465	△ 1.3	67	5	4,846	5	4,774
68	13	4,202	12	△ 1.6	10	4,532	9	4,474	△ 1.3	68	5	4,851	5	4,779
69	11	4,215	11	△ 1.6	7	4,542	7	4,484	△ 1.3	69	5	4,856	5	4,784
70	11	4,226	11	△ 1.6	7	4,549	7	4,491	△ 1.3	70	5	4,861	5	4,789
71	11	4,237	11	△ 1.6	7	4,556	6	4,498	△ 1.3	71	5	4,866	5	4,794
72	11	4,248	10	△ 1.6	7	4,563	6	4,504	△ 1.3	72	5	4,871	5	4,799
73	9	4,259	9	△ 1.6	6	4,570	6	4,510	△ 1.3	73	5	4,876	5	4,804
74	9	4,268	9	△ 1.6	6	4,576	6	4,516	△ 1.3	74	5	4,881	5	4,809
75	9	4,277	9	△ 1.6	6	4,582	5	4,522	△ 1.3	75	5	4,886	5	4,814
76	9	4,286	9	△ 1.6	6	4,588	5	4,527	△ 1.3	76	5	4,891	5	4,819
77	7	4,295	7	△ 1.6	6	4,594	5	4,532	△ 1.3	77	5	4,896	5	4,824
78	7	4,302	6	△ 1.6	6	4,600	5	4,537	△ 1.4	78	5	4,901	5	4,829
79	7	4,309	6	△ 1.6	6	4,606	5	4,542	△ 1.4	79	5	4,906	5	4,834
80	6	4,316	6	△ 1.6	6	4,612	5	4,547	△ 1.4	80	5	4,911	5	4,839
81	6	4,322	6	△ 1.6	6	4,618	5	4,552	△ 1.4	81	5	4,916	5	4,844
82	6	4,328	6	△ 1.6	6	4,624	5	4,557	△ 1.4	82	5	4,921	5	4,849
83	6	4,334	6	△ 1.6	6	4,630	5	4,562	△ 1.5	83	5	4,926	5	4,854
84	6	4,340	6	△ 1.6	6	4,636	5	4,567	△ 1.5	84	5	4,931	5	4,859
85	6	4,346	6	△ 1.6	5	4,642	5	4,572	△ 1.5	85	5	4,936	5	4,864
86	6	4,352	6	△ 1.6	5	4,647	5	4,577	△ 1.5					
87	6	4,358	6	△ 1.6	5	4,652	5	4,582	△ 1.5					
88	6	4,364	6	△ 1.6	5	4,657	5	4,587	△ 1.5					
89	6	4,370	6	△ 1.6	5	4,662	5	4,592	△ 1.5					
90	6	4,376	6	△ 1.6	5	4,667	5	4,597	△ 1.5					
91	5	4,382	5	△ 1.6	5	4,672	5	4,602	△ 1.5					
92	6	4,387	6	△ 1.6	5	4,677	5	4,607	△ 1.5					
93	6	4,393	6	△ 1.6	5	4,682	5	4,612	△ 1.5					
94	6	4,399	5	△ 1.6	5	4,687	5	4,617	△ 1.5					
95	6	4,405	6	△ 1.6	5	4,692	5	4,622	△ 1.5					
96	5	4,411	5	△ 1.6	5	4,697	5	4,627	△ 1.5					
97	5	4,416	5	△ 1.6	5	4,702	5	4,632	△ 1.5					
98	5	4,421	5	△ 1.6	5	4,707	5	4,637	△ 1.5					
99	5	4,426	5	△ 1.6	5	4,712	5	4,642	△ 1.5					
100	5	4,431	5	△ 1.6	5	4,717	5	4,647	△ 1.5					

19年度 行政職給料表(一)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

号給	5 級				引上率 %	6 級				引上率 %	号給	7 級				引上率 %
	現行 間差	現行 金額	改定 間差	改定 金額		現行 間差	現行 金額	改定 間差	改定 金額			現行 間差	現行 金額	改定 間差	改定 金額	
101	5	4,436	5	4,364	△ 72	5	4,722	5	4,652	△ 70	101					
102	5	4,441	5	4,369	△ 72	5	4,727	5	4,657	△ 70	102					
103	5	4,446	4	4,374	△ 72	5	4,732	5	4,662	△ 70	103					
104	5	4,451	5	4,378	△ 73	5	4,737	5	4,667	△ 70	104					
105	5	4,456	5	4,383	△ 73	5	4,742	5	4,672	△ 70	105					
106	5	4,461	4	4,388	△ 73	5	4,747	5	4,677	△ 70	106					
107	5	4,466	5	4,392	△ 74	5	4,752	5	4,682	△ 70	107					
108	5	4,471	5	4,397	△ 74	5	4,757	5	4,687	△ 70	108					
109	5	4,476	5	4,402	△ 74		4,762	5	4,692	△ 70	109					
110	5	4,481	4	4,407	△ 74											
111	5	4,486	4	4,411	△ 75											
112	5	4,491	5	4,415	△ 76											
113	5	4,496	5	4,420	△ 76											
114	5	4,501	5	4,425	△ 76											
115	5	4,506	4	4,430	△ 76											
116	4	4,511	4	4,434	△ 77											
117	4	4,515	4	4,438	△ 77											
118	4	4,519	4	4,442	△ 77											
119	5	4,523	5	4,446	△ 77											
120	5	4,528	5	4,451	△ 77											
121	5	4,533	5	4,456	△ 77											
122	5	4,538	5	4,461	△ 77											
123	4	4,543	4	4,466	△ 77											
124	4	4,547	4	4,470	△ 77											
125		4,551		4,474	△ 77											

(単位:百円)

5 級				6 級				7 級			
	3,043		2,997	△ 46	△ 1.5		3,255		3,213	△ 42	△ 1.3
									3,606		3,556
										△ 50	△ 1.4

再任用職員

19年度行政職給料表(二)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

号給	1 級				2 級				3 級				4 級			
	現行	改定	引上額	引上率 %	現行	改定	引上額	引上率 %	現行	改定	引上額	引上率 %	現行	改定	引上額	引上率 %
1	6	1,309	0	0.0	20	2,033	20	2,010	21	2,305	21	2,283	22	2,684	22	2,649
2	6	1,315	0	0.0	21	2,053	20	2,030	22	2,326	21	2,304	23	2,706	22	2,671
3	6	1,321	0	0.0	22	2,074	21	2,050	23	2,348	22	2,325	24	2,729	23	2,693
4	7	1,327	0	0.0	23	2,095	21	2,071	24	2,370	22	2,347	25	2,752	23	2,716
5	6	1,334	0	0.0	24	2,116	20	2,092	25	2,392	21	2,369	26	2,775	22	2,739
6	6	1,340	0	0.0	25	2,137	21	2,112	26	2,414	21	2,390	27	2,798	23	2,761
7	7	1,346	0	0.0	26	2,158	21	2,133	27	2,436	22	2,411	28	2,821	23	2,784
8	7	1,353	0	0.0	27	2,179	21	2,154	28	2,458	22	2,433	29	2,844	23	2,807
9	6	1,360	0	0.0	28	2,200	21	2,175	29	2,481	21	2,455	30	2,868	23	2,830
10	7	1,366	0	0.0	29	2,221	21	2,196	30	2,503	21	2,476	31	2,892	23	2,853
11	7	1,373	0	0.0	30	2,243	22	2,219	31	2,525	22	2,497	32	2,916	24	2,876
12	7	1,380	0	0.0	31	2,265	22	2,239	32	2,547	22	2,519	33	2,940	24	2,900
13	10	1,387	0	0.0	32	2,287	21	2,261	33	2,570	21	2,541	34	2,964	24	2,924
14	10	1,397	0	0.0	33	2,308	22	2,282	34	2,592	21	2,562	35	2,988	24	2,948
15	10	1,407	0	0.0	34	2,330	22	2,304	35	2,614	22	2,583	36	3,012	24	2,972
16	10	1,417	0	0.0	35	2,352	21	2,326	36	2,636	22	2,605	37	3,037	24	2,996
17	11	1,427	0	0.0	36	2,374	21	2,347	37	2,659	21	2,627	38	3,062	24	3,020
18	11	1,438	0	0.0	37	2,396	22	2,368	38	2,681	21	2,648	39	3,086	24	3,044
19	12	1,449	0	0.0	38	2,418	22	2,390	39	2,703	22	2,669	40	3,110	24	3,068
20	12	1,461	0	0.0	39	2,440	21	2,412	40	2,725	22	2,691	41	3,135	24	3,092
21	16	1,473	0	0.0	40	2,461	22	2,433	41	2,748	21	2,713	42	3,160	24	3,116
22	17	1,489	0	0.0	41	2,483	22	2,455	42	2,770	21	2,734	43	3,184	24	3,140
23	17	1,506	0	0.0	42	2,505	21	2,477	43	2,792	22	2,755	44	3,208	24	3,164
24	17	1,523	0	0.0	43	2,526	21	2,498	44	2,814	22	2,777	45	3,233	25	3,188
25	18	1,540	0	0.0	44	2,547	22	2,519	45	2,837	22	2,799	46	3,258	24	3,213
26	18	1,558	0	0.0	45	2,569	22	2,541	46	2,859	22	2,821	47	3,282	24	3,237
27	19	1,576	0	0.0	46	2,591	21	2,563	47	2,881	22	2,843	48	3,307	24	3,261
28	19	1,595	0	0.0	47	2,612	21	2,584	48	2,903	22	2,865	49	3,332	25	3,285
29	18	1,614	0	0.0	48	2,633	21	2,605	49	2,926	22	2,887	50	3,357	24	3,310
30	18	1,632	0	0.0	49	2,655	21	2,626	50	2,948	22	2,909	51	3,382	24	3,334
31	19	1,650	0	0.0	50	2,677	21	2,647	51	2,971	22	2,931	52	3,407	25	3,358
32	19	1,669	0	0.0	51	2,698	20	2,668	52	2,994	22	2,953	53	3,432	25	3,383
33	19	1,688	0	0.0	52	2,719	20	2,688	53	3,017	22	2,975	54	3,457	25	3,408
34	20	1,707	0	0.0	53	2,741	21	2,708	54	3,040	22	2,997	55	3,483	25	3,433
35	20	1,727	0	0.0	54	2,762	20	2,729	55	3,063	22	3,019	56	3,508	25	3,458
36	20	1,747	0	0.0	55	2,783	20	2,749	56	3,085	22	3,041	57	3,533	24	3,483
37	20	1,767	0	0.0	56	2,804	21	2,769	57	3,107	22	3,063	58	3,558	24	3,507
38	20	1,787	0	0.0	57	2,825	20	2,790	58	3,130	22	3,085	59	3,583	24	3,531
39	21	1,807	0	0.0	58	2,846	20	2,810	59	3,152	22	3,107	60	3,608	23	3,555
40	21	1,828	0	0.0	59	2,867	20	2,830	60	3,174	22	3,129	61	3,632	23	3,578
41	20	1,849	0	0.0	60	2,888	20	2,850	61	3,196	21	3,151	62	3,656	23	3,601
42	20	1,869	0	0.0	61	2,909	20	2,870	62	3,218	21	3,172	63	3,680	23	3,624
43	21	1,889	0	0.0	62	2,930	20	2,890	63	3,240	21	3,193	64	3,704	23	3,647
44	21	1,910	0	0.0	63	2,951	20	2,910	64	3,261	21	3,214	65	3,728	22	3,670
45	20	1,931	0	0.0	64	2,971	20	2,930	65	3,282	21	3,235	66	3,751	23	3,692
46	21	1,951	0	0.0	65	2,992	20	2,950	66	3,303	21	3,256	67	3,774	23	3,715
47	21	1,972	0	0.0	66	3,013	20	2,970	67	3,324	21	3,277	68	3,797	23	3,738
48	21	1,993	0	0.0	67	3,033	19	2,990	68	3,345	20	3,298	69	3,820	22	3,761
49	20	2,014	0	0.0	68	3,053	20	3,009	69	3,366	21	3,318	70	3,843	23	3,783
50	21	2,034	0	0.0	69	3,073	20	3,029	70	3,387	20	3,339	71	3,866	23	3,806

19年度行政職給料表(二)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

1級				2級				3級				4級				
号給	現行	改定	引上率	号給	現行	改定	引上率	号給	現行	改定	引上率	号給	現行	改定	引上率	
間差	金額	金額	%	間差	金額	金額	%	間差	金額	金額	%	間差	金額	金額	%	
51	21	2,055	△ 6	△ 0.3	51	20	3,093	△ 44	△ 1.4	51	21	3,408	20	3,359	△ 49	△ 1.4
52	21	2,076	△ 6	△ 0.3	52	20	3,113	△ 44	△ 1.4	52	21	3,429	20	3,379	△ 50	△ 1.5
53	21	2,097	△ 6	△ 0.3	53	19	3,133	△ 45	△ 1.4	53	20	3,450	20	3,399	△ 51	△ 1.5
54	21	2,118	△ 7	△ 0.3	54	19	3,152	△ 46	△ 1.5	54	20	3,470	19	3,419	△ 51	△ 1.5
55	21	2,139	△ 7	△ 0.3	55	19	3,171	△ 47	△ 1.5	55	20	3,490	19	3,438	△ 52	△ 1.5
56	21	2,160	△ 7	△ 0.3	56	18	3,190	△ 48	△ 1.5	56	19	3,510	19	3,457	△ 53	△ 1.5
57	21	2,181	△ 7	△ 0.3	57	17	3,208	△ 48	△ 1.5	57	19	3,529	18	3,476	△ 53	△ 1.5
58	21	2,202	△ 8	△ 0.4	58	17	3,225	△ 48	△ 1.5	58	19	3,548	18	3,494	△ 54	△ 1.5
59	22	2,223	△ 8	△ 0.4	59	17	3,242	△ 48	△ 1.5	59	19	3,567	18	3,512	△ 55	△ 1.5
60	22	2,245	△ 9	△ 0.4	60	17	3,259	△ 48	△ 1.5	60	18	3,586	18	3,530	△ 56	△ 1.6
61	21	2,267	△ 10	△ 0.4	61	17	3,276	△ 49	△ 1.5	61	18	3,604	17	3,548	△ 56	△ 1.6
62	21	2,288	△ 11	△ 0.5	62	16	3,293	△ 49	△ 1.5	62	18	3,622	17	3,565	△ 57	△ 1.6
63	22	2,310	△ 12	△ 0.5	63	16	3,309	△ 49	△ 1.5	63	17	3,640	17	3,582	△ 58	△ 1.6
64	22	2,332	△ 13	△ 0.6	64	16	3,325	△ 49	△ 1.5	64	17	3,657	17	3,599	△ 58	△ 1.6
65	22	2,354	△ 14	△ 0.6	65	16	3,341	△ 49	△ 1.5	65	18	3,674	17	3,616	△ 58	△ 1.6
66	22	2,376	△ 15	△ 0.6	66	15	3,357	△ 50	△ 1.5	66	17	3,692	17	3,633	△ 59	△ 1.6
67	22	2,398	△ 16	△ 0.7	67	15	3,372	△ 50	△ 1.5	67	17	3,709	17	3,650	△ 59	△ 1.6
68	21	2,420	△ 17	△ 0.7	68	15	3,387	△ 51	△ 1.5	68	17	3,726	17	3,667	△ 59	△ 1.6
69	21	2,441	△ 18	△ 0.7	69	14	3,402	△ 52	△ 1.5	69	15	3,743	15	3,684	△ 59	△ 1.6
70	21	2,462	△ 19	△ 0.8	70	14	3,416	△ 52	△ 1.5	70	15	3,758	15	3,699	△ 59	△ 1.6
71	21	2,483	△ 20	△ 0.8	71	13	3,430	△ 53	△ 1.5	71	15	3,773	15	3,714	△ 59	△ 1.6
72	21	2,504	△ 21	△ 0.8	72	13	3,443	△ 53	△ 1.5	72	15	3,788	14	3,729	△ 59	△ 1.6
73	21	2,525	△ 22	△ 0.9	73	13	3,456	△ 53	△ 1.5	73	13	3,803	12	3,743	△ 60	△ 1.6
74	21	2,546	△ 23	△ 0.9	74	12	3,469	△ 54	△ 1.6	74	12	3,816	12	3,755	△ 61	△ 1.6
75	21	2,567	△ 24	△ 0.9	75	12	3,481	△ 54	△ 1.6	75	12	3,828	12	3,767	△ 61	△ 1.6
76	21	2,588	△ 25	△ 1.0	76	12	3,493	△ 54	△ 1.5	76	12	3,840	11	3,779	△ 61	△ 1.6
77	21	2,609	△ 26	△ 1.0	77	12	3,505	△ 55	△ 1.6	77	11	3,852	11	3,790	△ 62	△ 1.6
78	21	2,630	△ 27	△ 1.0	78	12	3,517	△ 55	△ 1.6	78	11	3,863	11	3,801	△ 62	△ 1.6
79	21	2,651	△ 28	△ 1.1	79	11	3,529	△ 56	△ 1.6	79	10	3,874	10	3,812	△ 62	△ 1.6
80	20	2,672	△ 29	△ 1.1	80	11	3,540	△ 56	△ 1.6	80	10	3,884	10	3,822	△ 62	△ 1.6
81	20	2,692	△ 30	△ 1.1	81	11	3,551	△ 56	△ 1.6	81	10	3,894	10	3,832	△ 62	△ 1.6
82	20	2,712	△ 31	△ 1.1	82	11	3,562	△ 56	△ 1.6	82	10	3,904	10	3,842	△ 62	△ 1.6
83	20	2,732	△ 32	△ 1.2	83	10	3,573	△ 56	△ 1.6	83	10	3,914	9	3,852	△ 62	△ 1.6
84	20	2,752	△ 33	△ 1.2	84	10	3,583	△ 56	△ 1.6	84	9	3,924	9	3,861	△ 63	△ 1.6
85	20	2,772	△ 34	△ 1.2	85	9	3,593	△ 56	△ 1.6	85	9	3,933	9	3,870	△ 63	△ 1.6
86	20	2,792	△ 35	△ 1.3	86	9	3,602	△ 56	△ 1.6	86	9	3,942	9	3,879	△ 63	△ 1.6
87	19	2,812	△ 36	△ 1.3	87	9	3,611	△ 56	△ 1.6	87	8	3,951	8	3,888	△ 63	△ 1.6
88	19	2,831	△ 36	△ 1.3	88	9	3,620	△ 57	△ 1.6	88	8	3,959	8	3,896	△ 63	△ 1.6
89	20	2,850	△ 37	△ 1.3	89	9	3,629	△ 58	△ 1.6	89	8	3,967	8	3,904	△ 63	△ 1.6
90	19	2,870	△ 38	△ 1.3	90	8	3,638	△ 59	△ 1.6	90	8	3,975	7	3,912	△ 63	△ 1.6
91	19	2,889	△ 39	△ 1.3	91	8	3,646	△ 59	△ 1.6	91	7	3,983	7	3,919	△ 64	△ 1.6
92	19	2,908	△ 40	△ 1.4	92	8	3,654	△ 59	△ 1.6	92	7	3,990	7	3,926	△ 64	△ 1.6
93	19	2,927	△ 41	△ 1.4	93	8	3,662	△ 59	△ 1.6	93	7	3,997	6	3,933	△ 64	△ 1.6
94	18	2,946	△ 42	△ 1.4	94	8	3,670	△ 59	△ 1.6	94	6	4,004	6	3,939	△ 65	△ 1.6
95	18	2,964	△ 42	△ 1.4	95	7	3,678	△ 60	△ 1.6	95	6	4,010	6	3,945	△ 65	△ 1.6
96	18	2,982	△ 43	△ 1.4	96	7	3,685	△ 60	△ 1.6	96	6	4,016	5	3,951	△ 65	△ 1.6
97	18	3,000	△ 44	△ 1.5	97	7	3,692	△ 60	△ 1.6	97	6	4,022	6	3,956	△ 66	△ 1.6
98	18	3,018	△ 44	△ 1.5	98	7	3,699	△ 60	△ 1.6	98	6	4,028	6	3,962	△ 66	△ 1.6
99	18	3,036	△ 44	△ 1.5	99	7	3,706	△ 60	△ 1.6	99	5	4,034	5	3,968	△ 66	△ 1.6
100	18	3,054	△ 45	△ 1.5	100	6	3,713	△ 60	△ 1.6	100	5	4,039	5	3,973	△ 66	△ 1.6

19年度 行政職給料表(二)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

1 級				2 級				3 級				4 級			
号給	現行 金額	改定 金額	引上率 %	号給	現行 金額	改定 金額	引上率 %	号給	現行 金額	改定 金額	引上率 %	号給	現行 金額	改定 金額	引上率 %
101	16	3,072	△ 46	101	7	3,659	△ 60	101	6	4,044	△ 66	101	5	4,319	△ 72
102	15	3,088	△ 47	102	6	3,726	△ 60	102	6	4,050	△ 66	102	5	4,324	△ 72
103	15	3,103	△ 47	103	6	3,732	△ 60	103	6	4,056	△ 66	103	5	4,329	△ 72
104	15	3,118	△ 47	104	6	3,738	△ 60	104	5	4,061	△ 66	104	5	4,334	△ 72
105	13	3,133	△ 48	105	6	3,744	△ 60	105	6	4,066	△ 66	105	5	4,339	△ 72
106	13	3,146	△ 48	106	6	3,750	△ 60	106	5	4,072	△ 66	106	5	4,344	△ 72
107	13	3,159	△ 48	107	5	3,756	△ 60	107	5	4,077	△ 66	107	5	4,349	△ 72
108	13	3,172	△ 48	108	5	3,761	△ 60	108	5	4,082	△ 66	108	5	4,354	△ 72
109	12	3,185	△ 48	109	5	3,766	△ 60	109	5	4,087	△ 66	109	5	4,359	△ 72
110	12	3,197	△ 48	110	5	3,771	△ 60	110	5	4,092	△ 66	110	5	4,363	△ 72
111	12	3,209	△ 48	111	5	3,776	△ 60	111	5	4,097	△ 66	111	5	4,368	△ 72
112	12	3,221	△ 48	112	5	3,781	△ 60	112	5	4,102	△ 66	112	5	4,372	△ 72
113	11	3,233	△ 49	113	5	3,786	△ 60	113	5	4,107	△ 66	113	5	4,376	△ 72
114	11	3,244	△ 49	114	5	3,791	△ 60	114	5	4,112	△ 66	114	5	4,381	△ 72
115	10	3,255	△ 49	115	5	3,796	△ 60	115	5	4,117	△ 66	115	5	4,386	△ 72
116	10	3,265	△ 50	116	5	3,801	△ 60	116	5	4,122	△ 66	116	4	4,390	△ 72
117	9	3,275	△ 50	117	5	3,806	△ 60	117	5	4,127	△ 66	117	4	4,394	△ 72
118	9	3,284	△ 50	118	5	3,811	△ 60	118	5	4,132	△ 66				
119	8	3,293	△ 50	119	5	3,816	△ 60	119	5	4,137	△ 66				
120	8	3,301	△ 50	120	5	3,821	△ 60	120	5	4,142	△ 66				
121	7	3,309	△ 50	121	5	3,826	△ 61	121	5	4,147	△ 67				
122	7	3,316	△ 51	122	5	3,831	△ 61	122	5	4,152	△ 67				
123	7	3,323	△ 52	123	5	3,836	△ 61	123	5	4,157	△ 67				
124	6	3,330	△ 53	124	5	3,841	△ 62	124	4	4,162	△ 67				
125	6	3,336	△ 53	125	5	3,846	△ 62	125	5	4,166	△ 67				
126	6	3,342	△ 53	126	5	3,851	△ 62	126	5	4,171	△ 67				
127	6	3,348	△ 53	127	5	3,856	△ 62	127	5	4,176	△ 67				
128	6	3,354	△ 53	128	4	3,861	△ 62	128	4	4,181	△ 68				
129	6	3,360	△ 53	129	5	3,865	△ 62	129	5	4,185	△ 68				
130	6	3,366	△ 53	130	5	3,870	△ 62	130	5	4,190	△ 68				
131	6	3,372	△ 53	131	4	3,875	△ 62	131	5	4,195	△ 68				
132	6	3,378	△ 53	132	4	3,879	△ 62	132	4	4,200	△ 69				
133	6	3,384	△ 53	133	5	3,883	△ 62	133	5	4,204	△ 69				
134	6	3,390	△ 53	134	5	3,888	△ 62	134	5	4,209	△ 69				
135	6	3,396	△ 53	135	4	3,893	△ 62	135	5	4,214	△ 69				
136	5	3,402	△ 54	136	4	3,897	△ 62	136	4	4,219	△ 70				
137	6	3,407	△ 54	137		3,901	△ 62	137	5	4,223	△ 70				
138	6	3,413	△ 54					138	5	4,228	△ 70				
139	6	3,419	△ 54					139	5	4,233	△ 70				
140	5	3,425	△ 55					140	4	4,238	△ 71				
141	6	3,430	△ 55					141	5	4,242	△ 71				
142	5	3,436	△ 56					142	5	4,247	△ 71				
143	5	3,441	△ 56					143	4	4,252	△ 71				
144	5	3,446	△ 56					144	4	4,256	△ 71				
145	5	3,451	△ 56					145	5	4,260	△ 71				
146	5	3,456	△ 56					146	5	4,265	△ 71				
147	5	3,461	△ 56					147	4	4,270	△ 71				
148	5	3,466	△ 56					148	4	4,274	△ 71				
149	5	3,471	△ 56					149	5	4,278	△ 71				
150	5	3,476	△ 56					150	5	4,283	△ 71				

19年度 行政職給料表(二)改定

再任用職員以外の職員

(単位:百円)

1 級				2 級				3 級				4 級			
号給	現行 間差	現行 金額	改定 金額	引上率 %	引上額	改定 金額	現行 間差	現行 金額	改定 金額	引上率 %	引上額	現行 間差	現行 金額	改定 金額	引上率 %
151	5	3,481	5	3,425	△ 56	△ 1.6		4	4,288	4	4,217	△ 71	△ 1.7		
152	5	3,486	5	3,430	△ 56	△ 1.6		4	4,292	4	4,221	△ 71	△ 1.7		
153	5	3,491	5	3,435	△ 56	△ 1.6		5	4,296	5	4,225	△ 71	△ 1.7		
154	5	3,496	5	3,440	△ 56	△ 1.6		5	4,301	4	4,230	△ 71	△ 1.7		
155	5	3,501	5	3,445	△ 56	△ 1.6		4	4,306	4	4,234	△ 72	△ 1.7		
156	5	3,506	5	3,450	△ 56	△ 1.6		4	4,310	4	4,238	△ 72	△ 1.7		
157	5	3,511	5	3,455	△ 56	△ 1.6		4	4,314	4	4,242	△ 72	△ 1.7		
158	5	3,516	5	3,460	△ 56	△ 1.6									
159	4	3,521	4	3,465	△ 56	△ 1.6									
160	4	3,525	4	3,469	△ 56	△ 1.6									
161	5	3,529	5	3,473	△ 56	△ 1.6									
162	5	3,534	5	3,478	△ 56	△ 1.6									
163	4	3,539	4	3,483	△ 56	△ 1.6									
164	4	3,543	4	3,487	△ 56	△ 1.6									
165		3,547		3,491	△ 56	△ 1.6									

再任用職員

1 級				2 級				3 級				4 級					
	2,115		2,115	0	0.0		2,270		2,270	0	0.0		2,477		2,477	0	0.0

給料と地域手当の関係について

現 行

見直し後

<北海道・東北の賃金水準>

<東京都の賃金水準>

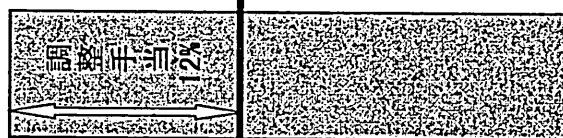
<北海道・東北の賃金水準>

<東京都の賃金水準>

12

公務の現行
給料水準

△4.8%



民間

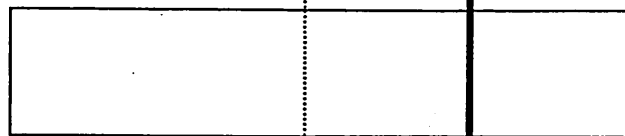
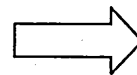
公務員

民間

公務員

公務の現行
給料水準

△4.8%



民間

公務員

民間

公務員

公務員の
新給料水準

平成19年給与改定によるモデル給与例

(単位：円)

役職	年齢	扶養状況	改定後				増減額 年収 (例月給与)	増減額 年収 (期末勤勉)	増減額 (年収)
			給与月額	年収(例月給与)	年収(期末勤勉)	年収			
係員	25歳	なし	227,511	2,707,380	1,013,434	3,720,814	7,584	12,260	19,844
係員	35歳	配偶者+子1	362,850	4,349,052	1,691,727	6,040,779	1,716	19,027	20,743
係長級	40歳	配偶者+子2	439,794	5,284,665	2,111,999	7,396,664	▲ 2,379	23,120	20,741
課長補佐級	50歳	配偶者+子2	515,937	6,202,620	2,546,606	8,749,226	▲ 3,792	27,730	23,938
課長級	55歳	配偶者+子1	623,028	7,482,411	2,806,395	10,288,806	▲ 2,025	30,915	28,890
部長級	57歳	配偶者	653,176	7,840,308	2,988,964	10,829,272	▲ 732	33,112	32,380

平成 19 年 12 月 13 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

総務文教委員長 田 村 昌 巳 閣

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件 名	議決結果
議案第 76 号	福生市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 77 号	福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 79 号	福生市役所庁舎駐車場条例	原案可決
議案第 81 号	平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）	原案可決
議案第 84 号	防災行政無線施設改良工事請負契約について	原案同意

平成 19 年 12 月 11 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

建設環境委員長 加 藤 育 男 団

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
議案第 80 号	東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道使用料徴収事務の委託について	原案可決
議案第 81 号	平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）	原案可決
議案第 83 号	平成 19 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決

平成 19 年 12 月 12 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 氏

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議 決 結 果
議案第 78 号	福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 (起立採決)
議案第 81 号	平成 19 年度福生市一般会計補正予算(第 3 号) (歳出予算のうち市民厚生委員会所管分)	原案可決 (起立採決)
議案第 82 号	平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)	原案可決

平成 19 年 12 月 11 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

建設環境委員長 加 藤 育 男 団

建設環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
陳情第 19-5 号	「（仮称）東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める陳情書（平成 19 年 8 月 24 日受理）	採 択
請願第 19-6 号	公団住宅居住者の居住の安定に関する陳情書（平成 19 年 9 月 3 日受理）	採 択

平成 19 年 12 月 13 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

総務文教委員長 田 村 昌 巳 印

総務文教委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事 件 番 号	件 名	
陳情第 19-8 号	「非核日本宣言」を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書 (平成 19 年 11 月 15 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

平成 19 年 12 月 12 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 氏

市民厚生委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事 件 番 号	件 名
陳情第 19-2 号	後期高齢者医療制度における保険事業についての陳情書 (平成 19 年 8 月 17 日受理) (起立採決)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 19-3 号	後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める陳情書 (平成 19 年 8 月 17 日受理) (起立採決)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 19-7 号	保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出に関する陳情書 (平成 19 年 10 月 19 日受理) (起立採決)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 19-9 号	原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情書 (平成 19 年 11 月 16 日受理) (起立採決)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため

事 件 番 号	件 名	
陳情第 19-10 号	福祉人材の確保に向けた施策の充実を求める 陳情書	（平成 19 年 11 月 27 日受理） （起立採決）
		理由 なお慎重に調査研究を要するため

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 19 年 12 月 21 日第 4 回定例会 5 日目)

総務文教委員会

- 1 行政機構及び職務内容について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 安全安心対策について

建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 塵芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について
- 5 子育て支援について

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 19 年 12 月 21 日第 4 回定例会 5 日目)

議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について
- 5 議会改革について

